

第2回 南海地震対策高台移転検討WG

日時：平成24年5月31日（木）

10:00～12:00

場所：3階 防災作戦室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 各所属の課題と対策について **【資料1】**

(危機管理部南海地震対策課)

(2) 漁港漁場課所管事業について **【資料2】**

・ 漁業集落環境整備事業 (水産振興部漁港漁場課)

(3) 住宅課所管事業について **【資料3】**

・ 災害公営住宅整備事業
・ がけ地近接等危険住宅移転事業
・ 現位置での高層化について (土木部住宅課)

(4) 都市計画課所管事業について **【資料4】**

・ 防災集団移転促進事業 (土木部都市計画課)

(5) 防災集団移転促進事業と他事業との連携について **【資料5】**

(危機管理部南海地震対策課)

(6) 政策提言イメージ（案）について **【資料6】**

(危機管理部南海地震対策課)

(7) 次回のWGに向けて **【資料7】**

(危機管理部南海地震対策課)

3 閉 会

※参考資料1 第1回WG 議事概要

※参考資料2 5/28 第2回 国WG資料

※参考資料3 黒潮町 要請書概要資料

第2回 南海地震対策高台移転検討WG 出欠

	出欠	氏名	役職
①	○	ホッタ ユキオ 堀田 幸雄	危機管理部南海地震対策課長
2	代理 ○	ナカジマ マコト 中嶋 真琴	総務部財政課長補佐
3	○	ハシグチ ヨシツグ 橋口 欣二	健康政策部医療政策・医師確保課企画監(医療政策調整担当)
4	○	イノウエ タツオ 井上 達男	地域福祉部高齢者福祉課長
5	代理 ○	ヤマモト カズヒロ 山本 和弘	産業振興推進部地域づくり支援課長補佐
6	○	ホソギ クニオ 細木 邦郎	商工労働部商工政策課長
7	○	イサ ヒロシ 伊佐 寛	農業振興部農地・担い手対策課長
8	○	ヤスオカ タイヘイ 安岡 泰平	林業振興・環境部治山林道課長
9	○	ナカジョウ モリオ 中城 盛男	水産振興部漁港漁場課長
10	○	タカハシ タカシ 高橋 隆	土木部用地対策課長
11	○	トウヘイ マサル 藤平 大	土木部防災砂防課長
12	○	ナガノ セイ 永野 聖	土木部都市計画課長
13	○	ムラカミ ナオヨシ 村上 真祥	土木部住宅課長
14	○	コウ コウイチ 後藤 孝一	土木部建築指導課長
15	代理 ○	トダ キョウコ 戸田 京子	教育委員会学校安全対策課長補佐

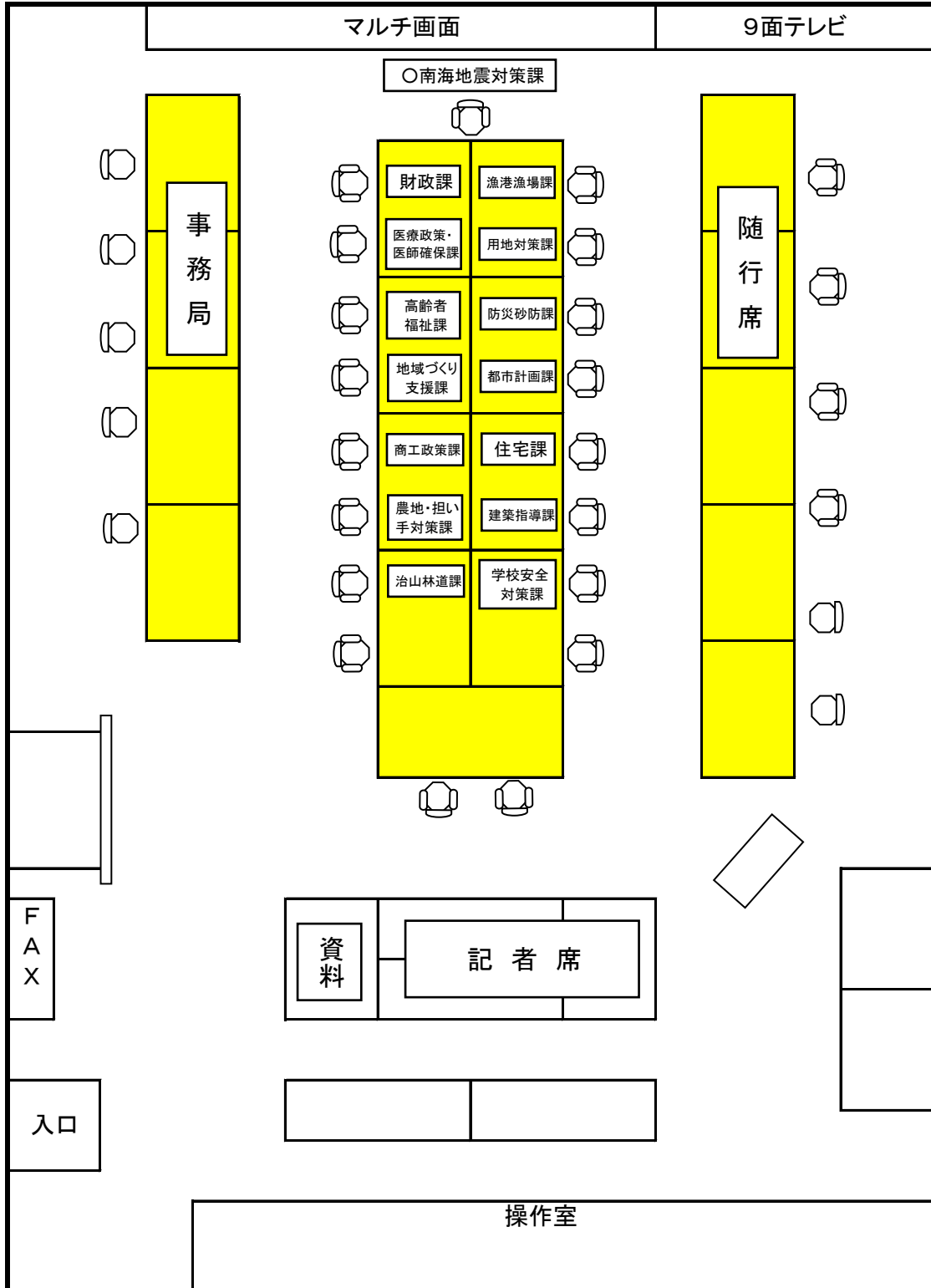
○はWG長

第2回 南海地震対策高台移転検討WG 配席図

平成24年5月31日(木)

10:00 ~ 12:00

高知県庁3階 防災作戦室



南海地震対策高台移転検討WG 検討スケジュール

	南海トラフ巨大地震対策検討WG(国)	南海地震対策再検討PT	南海地震対策高台移転検討WG
4月 (上旬)		4/5 開催	
(中旬)			
(下旬)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 4/20 第1回 ・地震対策の現状について ・南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について ・今後の検討の進め方について </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 4/26 第1回 ・このWGの目的について ・防災集団移転促進事業について ・現位置での高層化について ・津波防災地域づくり法について </div>
5月 (上旬)		5/10 第1弾 県想定 発表	
(中旬)			
(下旬)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 5/28 第2回 ・地震対策の主な論点について ・被害シナリオ等について </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 5/31 第2回 ・各所属の課題と対策について ・連携する事業の概要説明 ・連携する事業のメリットとデメリット ・政策提言イメージ(案)について </div>
6月 (上旬)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 6/8 第3回 開催 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 6月上旬 第3回 ・政策提言イメージについて(各分野) ・最終とりまとめについて </div>
(中旬)		市町村の意見集約	
(下旬)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 6/28 第4回 開催 6月末 国想定 公表 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 6月下旬 第4回 ・政策提言内容の報告 </div>
7月 (上旬)		政策提言	
(中旬)			
(下旬)	当面実施すべき対策のとりまとめ(夏頃)		
8月 (上旬)			
(中旬)			
(下旬)			
9月 (上旬)			
(中旬)			
(下旬)			
10月 (上旬)			
(中旬)		秋頃	
(下旬)			
11月 (上旬)		第2弾 県想定 発表	
(中旬)			
(下旬)			

人的・物的被害の推計

経済被害等の推計

対策の検討・提言内容のとりまとめ

南海地震対策高台移転検討WG 課題と対策とりまとめ

所 属	課 題	対 策	その他
医療政策・医師確保課	<p>(1)医療救護活動の災害拠点病院等の地震・津波対策 ○災害拠点病院は、耐震化はほぼ完了したが、津波被害が予測される地域にある病院がある。 ○高知市内の長期浸水地域も含めて津波被害が予測される地域に多くの医療機関がある。＜医療救護面の足かせ、入院患者の安全確保＞ ⇒高台移転、高層化は選択肢の一つ</p> <p>(2)移転等を進めるための国庫補助制度がない ○現行の医療機関への補助制度では、「未耐震の病院が行う耐震化にあわせて、移転建替をする」ことはできるが、耐震化済みのものではない、補助基準が低い、建替えには病床削減要件がある(国交省補助にはない)、用地費が対象外となる等の問題があり、事実上、建替えての移転には使えない。 ○現位置での高層化も同様。</p>	<p>(1)移転を目的とする補助制度の創設 ○現行制度は「耐震化」に焦点をあてた補助制度であり、その拡充には無理がある。基金などでの新たな補助制度を創設しないと、民間病院にとっては経費の面がネックとなり移転は進まない。</p> <p>(2)医療機関等への用地の提供 ○建替えや移転が進まない要因の一つに、用地がないことがある。県や市町村が土地を斡旋し一定の補助制度を創設する、あるいは、市町村主体の防災集団移転促進事業などを実施する際に、高台に医療機関や高齢者施設の用地を確保し提供するなどの方策を検討。</p>	<p>○拠点病院以外の医療機関は、地域住民の利便性のよいところに立地することが経営面でも、医療面でも(かかりつけ医の推奨など)必要であり、長期療養中心の施設を除き、単に病院のみが現位置を離れて高台移転という手法が取りづらい面もある。</p>
高齢者福祉課	<p>(社会福祉施設)</p> <p>1 これまでの施設整備による借入金の償還をしている施設も多く、さらに大きな財政負担を伴うことから、施設設置者は改築等に踏み切れない状況にある。 ・国の補助制度では、土地代等が対象となっていない。 ・高齢者施設については、補助制度がない。 ・助成を受けている既存施設の財産処分が課題</p> <p>2 地域内に移転適地がない。特に児童施設では、入所児童の生活に大きな影響が出ないよう、現在の居住区域(校区内)での移転が望ましいが、候補地がなく代替地の確保が難しい。</p> <p>3 職員は、地域内の者が多く、移転先によっては、職員の確保が難しくなる。 (地域コミュニティの分断と再構築) ・古くからの地域コミュニティが、集団移転や一部合意者の移転等により分断されることで、地域の支え合いの力が弱体化する。</p>	<p>(社会福祉施設)</p> <p>1 地域全体として移転の検討を行い、近隣の高台の造成等を含めた根本的な対策が必要。 2 資金面での優遇措置が必要 ・障害関係施設の補助率 国1/2、県1/4、設置者1/4 ⇒ 5/6(国2/3、県1/6、設置者1/6) ・高齢者施設の補助制度の創設 ・代替地の取得に対する助成制度の創設 ・融資制度の優遇措置(限度額の引上げ、無利子、長期償還など) ・財産処分の弾力的運用 (地域コミュニティの分断と再構築) ・高台移転を円滑に進めていくためには、地域のつながり(コミュニティ)の確保が重要となる。 ・そのため、ハード整備に対する支援はもとより、地域コミュニティの確保や再構築に対する対策が必要。</p>	<p>1 移転適地がない場合には、地域の避難場所等も兼ねて、現在地での高層化も含めて検討する必要がある。</p>
商工政策課	<p>1. 土地の用途制限 2. 円滑な登記事務等 3. 譲渡しやすい環境整備 4. 住宅一体型店舗及び住宅併設型店舗の移転、飲料・食料品の製造加工・小売業等の移転者の生活維持、確保と密接な関連にある店舗の移転 5. 新たなまちづくり、新たな生活空間づくりという視点(行政機能・福祉サービス・商業機能等の整備)での移転</p>	<p>1. 土地の用途制限 ・農地転用制限の緩和(圃場整備地の活用等) ・保安林の活用の緩和 等</p> <p>2. 円滑な登記事務 ・入会地等の全員同意の支援、緩和等 (不在地主(外国等)の同意支援、行政機関名義による登記と利用)</p> <p>3. 譲渡しやすい環境整備 ・譲渡の際の税の控除額の引き上げ等 (通常1,500万円→5,000万円、強制執行の検討)</p> <p>4. 上記店舗の移転も「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」における集団移転促進事業の対象とし、必要な補助を行う</p> <p>5. 近隣に職の場を移すなど、職・住の連携を考えた交通アクセスの整備への支援等</p>	
農地・担い手対策課	<p>○宅地等の高台移転に伴う農地転用の手続き 事業の実施主体、農地区分等の状況により対応は異なるが、移転先が農地である場合、原則として農地転用の手続きが必要である。 例えば、市町村が事業実施主体の場合、農地の転用には知事の許可が必要(4haを超える場合は国)であり、さらに農業振興地域内の農用地区域内の農地であれば、事前に農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域からの除外を行っておく必要がある。 (関係法令:農地法、農業振興地域の整備に関する法律)</p>	<p>○高台移転に伴う特例措置等 少数の個別住宅の移転であれば、現行制度でも対応は可能であると考えられるが、集落単位で大規模な高台移転を行う場合は、転用許可を不要とするなど、農地法や農振法だけでなく関係法律の整備が必要と思われる。</p>	<p>本県では、都市部の住民の多くが沿岸地域に居住していることに加えて、施設園芸団地を中心とした優良農地も多くが沿岸地域に存在するため、住宅の移転だけでなく津波災害後の営農の継続を考えた農地の確保も必要になる。 こうした場合、優良農地に限られる本県においては、高台移転に伴う代替農地の確保には困難が予想されるため、具体的な移転計画を策定する段階において、代替農地の確保に向けた対策(圃場整備等)が必要と思われる。</p>
治山林道課			<p>【所管法の制限行為】</p> <p>1. 地すべり等防止法 林野庁所管あり(内容/防災砂防課に同じ)</p> <p>2. 森林法 ①林地開発行為(法第10条の2) 民有林の地域森林計画対象森林(※緑地帯などを除くほとんどの森林)で1ヘクタールを超える開発行為(土石または樹根の採掘、表土のかき起こし、切土・盛土・捨土等の土砂や岩石の移動を伴う行為、鉱物・骨材の採取等)をしようとする場合は知事の許可が必要です。 ※国・地方公共団体が行う場合は協議で足ります</p> <p>②保安林制度(法第25条) 保安林に指定されている森林(国有林・民有林)を他へ転用する場合は、保安林を解除する必要があります。保安林を解除できるのは①指定理由の消滅②公益上の理由の二つの要件に限られます。 また、保安林の種類によって、農林水産大臣権限と知事権限があります。 なお、案件が軽微な土地の形質変更などで、解除によらず作業の許可(知事権限)で対応可能な場合もありますが、今回の検討の内容は解除案件に該当するのでは…。</p>
漁港漁場課	<p>高台移転に漁業集落環境整備事業(水産庁所管)を導入する場合 <地域的な課題> ・住民の合意形成 ・背後を山に囲まれた漁村での適地選定 ・高齢化が進む漁業者の移転費用の確保 <補助制度上の課題> ・交付率1/2(国費)の引き上げ</p>	<p>・市町村から漁村住民への事業説明、啓発活動 ・防災集団移転促進事業など他事業との連携 ・東南海・南海地震特別措置法に基づく防災対策推進地域について、交付率の引き上げを政策提言(平成23年度から提言を継続中)</p>	

<p>用地対策課</p>	<p>○高台移転に係る費用負担について 防災集団移転促進事業を活用して、事前に高台に集団移転する場合には、集落の世帯ごとに資金力等が異なるため、費用負担の問題(特に高齢者世帯や低所得者世帯等)が住民合意を形成するうえで、大きな障害になることが予想される。</p>	<p>○高台移転に係る費用負担に係る支援制度に関する検討 ①先進事例における移転対象世帯の状況等に関する調査 ②県内市町村においてモデル地区を選定し、経費負担に関するシミュレーション検討を実施 ③支援制度(補助金や建物の解体費用等も含めた移転補償等)に関する検討</p>	<p>当課では、直接、関係事業を所管しておらず、事業を具体的に進めるに際して生じる諸課題(土地利用計画調整、用地取得・補償業務など)に関して側面支援を行う立場にある。このため、現時点では、具体的な検討課題が明確でなく、検討に必要な材料も持ち合わせていない状況にあるが、今後、必要に応じて検討作業に協力していく。</p>
<p>防災砂防課</p>	<p>『急傾斜地崩壊危険区域の指定地における造成事業の課題』 急傾斜地崩壊危険区域の指定地においては、「水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為及びのり切、切土、掘さく又は盛土等」については都道府県知事の許可を受けなければならない、斜面下の住家保全のために斜面の崩壊防止措置が許可の条件となる。 「課題」:許可にあたっては、造成工事に伴う法面崩壊防止工事分の費用増加が予想される。</p>	<p>『特定利用斜面保全事業の活用』 事業主旨:斜面空間の利用が可能な箇所においては、より望ましい斜面空間利用の誘導を図るため、急傾斜地崩壊対策事業とその他の公共公益事業との調整によって、斜面及びその周辺地域における土砂災害の未然防止を第一義としつつ、県が急傾斜地崩壊対策事業としての切土工、法面保護工及びその他の必要な法面の崩壊防止対策を行うことができる。 なお本事業は、市町村等とのアロケーション事業(※)であり、急傾斜地崩壊対策事業のみの、県単独での事業実施は不可能である。 ※施工実績は25箇所(※H20年度砂防便覧典)</p>	<p>『特定利用斜面保全事業の実施に向けての検討事項』 (1)造成箇所の候補地の選定 ・急傾斜地崩壊危険区域の指定必要(斜面下の住家保全が目的のため) ・保安林指定有りの場合は指定解除必要 (2)造成事業と急傾斜地崩壊対策事業の造成計画調整 ・造成事業に伴う急傾斜地の斜面崩壊対策工事費の軽減額の1/2以内で、急傾斜地崩壊防止事業(交付金事業)にて市町村等の造成事業費の負担を軽減できる。(斜面崩壊対策の費用軽減が生じない造成計画の場合は、事業化が不可能である。) (3)急傾斜地崩壊対策事業の市町村負担金が必要 ・市町村等は造成事業費以外に急傾斜地崩壊対策事業の負担金が必要(工事費の5~20%)なこともあり、両事業を一体として施工することの経済性が優れていないと、市町村の造成費用軽減には結びつかない懸念がある。</p>
<p>都市計画課</p>	<p>○防災集団移転促進事業を選択する場合 1)災害危険区域の設定(移転元) ・想定される浸水の水深、流速をどうとらえるか ・住民の合意形成 2)高台の適地の選定(移転先) ・幹線道路からのアクセス ・土砂災害等の安全性 3)財源 ・市町村(アクセス道路等も含めたインフラ整備費用) ・個人(建築・土地購入費用) 4)その他 ・現地に残ることを選択する人への対応</p>	<p>1)移転元 ・浸水深と建物の強度についての技術的検討 ・地域での十分な議論(浸水想定の説明、対策メニューや東日本大震災等復旧事例の提示) 2)移転先 ・選定への技術支援、財政支援 3)事前復興の観点から、財源の支援制度の整備 ・東日本大震災復興特別区域法を参考にした制度の拡充 ・住民の負担を減らすための制度の創設 4)他事業との連携</p>	
<p>住宅課</p>	<p>○現地での高層化について (想定される津波の浸水深が数メートル以内で「高層化」が有効であり、現地を離れられない理由がある場合に、①個々の建物ごとの高層化、②建物を集約して高層化、③盛土した上に個々の建物を建築、をそれぞれ検討する場合の課題) (1)ピロティ、盛土がどれくらいの津波(の流速、水深)に耐えられるか(技術的検討) (2)地区での合意形成(対策の要否、「移転」と「現地」との意思確認) (3)どこまで支援するか(計画費用、ピロティ・盛土費用、再建築費用、等) ・①~③それぞれの費用はどれくらいかかるか ・住民の費用負担力はどれくらいか (4)②について、 ・民間の事業者の参入の可能性があるか(余剰床を生み出しても売却の可能性が低く、採算を取るのが難しいのではないか) ・事業後の建物を区分所有にする場合、将来の建替え時の合意形成が問題になるのではないか (5)②、③について、住民に費用負担力がなく、市町村等が施行する場合の事業手法は何か、また、合併施行などの活用手法の研究 ・②について、権利変換手法(再開発)を使うとすると、従前資産の価値が小さい場合、「等価交換」では住民の生活再建ができないのではないか ・②、③について、防災集団移転促進事業や区画整理事業等を使えないか</p>	<p>(1)正確な情報をもとに、地域での十分な議論と対策への合意形成が必要 ・想定の説明 ・対策メニューや東北での復興事例の提示 ・合意形成を支援するための専門家等の派遣 (2)建物や盛土の強度について技術的検討が必要 (3)事前復興の観点から、住民の負担を減らすための支援制度の整備 ・(事業実施のために必要であれば)法改正、制度拡充 ・支援制度の創設(県)、補助制度の適用(国) ・税制要望(国へ) (4)事業実施の際に、ノウハウを持つ専門家を招へいし、必要があれば常駐させる</p>	
<p>建築指導課</p>	<p>○災害危険区域の指定について 建築基準法による建築制限については、法第39条の「災害危険区域の指定」がある。この指定は、災害を未然に防止するため津波、高潮、出水等の災害の危険がある区域を地方公共団体が条例で指定するもの。 区域内においては、防波堤の築造などにより災害の危険が取り除かれられない限り、住宅の建築の禁止やその他建築物の建築に関する制限を定める。 災害危険区域内では住宅の建築が禁止されるなど、私権の制限(宅地としての価値がなくなる)の程度が大きく、規制のみでは地域住民のコンセンサスが得られにくく、何らかの支援策(移転先の土地確保、住宅建設、コミュニティの再生)を講じない限り、指定は極めて困難であると考えられる。</p>	<p>東日本大震災の津波被害を受けて国においては、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくりに関する法律」が制定(平成23年12月14日)された。この法律に基づき、将来起こりうる津波被害の防止・軽減のため「津波防災地域づくり」を検討していくべきと考えられる。</p>	
<p>学校安全対策課</p>	<p>●現行の文部科学省の国庫補助事業等においては、津波予防のための移転に対する補助メニューはない。 ◆公立小中学校の学校施設高台移転として考えられる現行の文科省国庫補助メニューとしては、校舎等の新増築(補助率1/2)、改築(補助率1/3)がある。現行の改築、新増築事業の補助要件に合致すれば、別敷地への移転も可能であるが、津波予防のための移転のみをもって補助対象とするものではない。 《参考》平成23年度 清水中学校 校舎の別敷地への移転(改築+増築国庫補助申請) 津波被害を想定した別敷地への建築の事例であるが、津波予防のみを目的としたものではなかった。 ・改築(建物の耐力不足等による)及び増築(面積不足のため)工事に係る国庫補助申請に当たり、現敷地の海拔が3mであり、東日本大震災時と同程度の津波が来れば大きな被害を受ける可能性が高いことから、約2km離れた海拔45mの別敷地に移転する計画としていた。 ◆移転が困難な場合にどうするか(適地がない など) 高層化が考えられるが、上記と同様、津波予防のための補助制度はない。 《参考》「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」 (平成23年7月7日 文科省設置の有識者検討会による提言) ◇震災で津波被害を受けた被災地やその他全国の津波による浸水が想定される。 地域では、各地域の実情に応じて以下の対策例を参考に必要な対策を講じる。 ・敷地が確保できる場合は、津波が到達しない安全な高台等に学校施設を建築する。 ・上層階が安全で緊急的な避難場所となるよう建物を高層化する。</p>	<p>●国に対し、上記提言に則った国庫補助施策の早期構築を要望 ●県単で補助制度を創設(財政的な課題あり) ●廃校となった校舎の活用(小・中学校)</p>	<p>●現時点で津波浸水が予想される県立学校は、ほとんどが4階建てであり(一部3階)、屋上避難で対応可能であるが、一部の学校については、裏山への避難による対応も考えている。今後、詳細な津波シミュレーションに応じて対策を再検討する。</p>

津波防災地域づくりに関する法律について

1) 法律のメリットについて

1. 現在の津波新法にメリットがない
2. 強制力もない
3. 既存の制度（防災集団移転促進事業）を利用した方のメリットが大きい

2) 高台移転検討WGでの津波新法の取り扱いについて

津波防災地域づくりに関する法律第8条

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。）を設定するものとする。

津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針

設定潮位は朔望平均満潮位を設定すること、海岸堤防、河川堤防等は津波が越流した場合には破壊されることを想定することなどの設定を基本とする。

⇒ 海岸堤防は地震動では崩壊せず、津波が越水した瞬間に倒れて浸水するシミュレーションで想定しないと津波新法が適用できない

- ・メリットのない津波新法につきあう必要性が見あたらない
- ・最悪、津波新法スキームに乗れなくなることも視野に入れる
- ・津波シミュレーションは海岸堤防等の最終防潮ラインなしのシミュレーションで行う



高台移転検討WGで津波防災地域づくり法の適用は当分検討しないこととする。

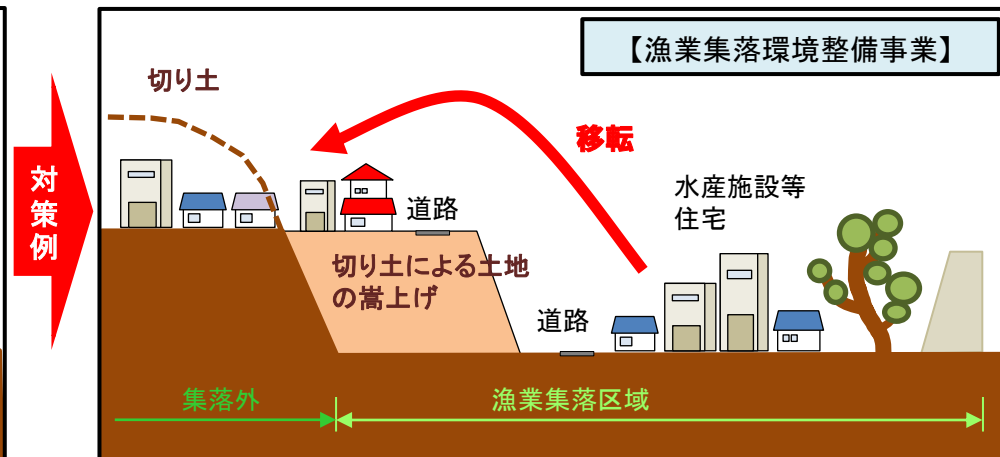
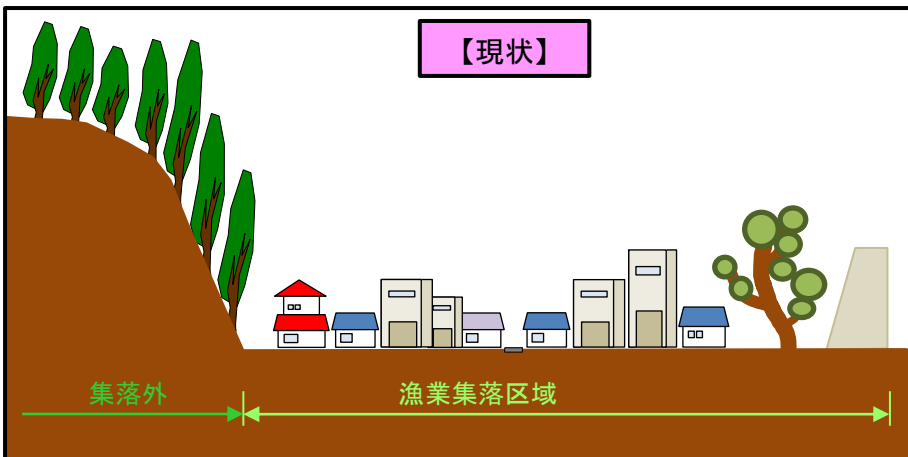
3) 港湾・海岸課の取り扱い

上記から、今回WGより「港湾・海岸課」をWGメンバーから除外する。

【高台移転に関する水産庁所管事業】

事業名	漁業集落環境整備事業
事業主体	市町村
採択要件	《対象集落要件》 ・緊急に地震防災対策の強化を図る必要性が特に高い地域に立地する漁業集落(県内の漁港背後集落は全て該当) 《人口要件》 ・人口300人以上5,000人以下の漁業集落(ただし、辺地・過疎地は、50人以上) 《事業費要件》 ・一漁業集落全体事業費3,000万円以上
補助内容	・漁業集落、集落隣接地での切土及び盛土での高台造成 ・高台へのアクセス道路(用地取得含む)
国の補助	交付率1/2
地域の課題	・住民の合意形成 ・背後を山に囲まれた漁村での適地選定 ・高齢化が進む漁業者の移転費用の確保
制度の課題	・集落人口300以上の漁村(条件不利地では50人以上) ・交付率1/2の引き上げ

＜整備のイメージ＞



漁業集落環境整備事業（高台移転事例）

過去の津波被災を機に移転した漁村

（経緯）

- ・二度の地震津波により甚大な被害を経験
日本海中部地震（1983年）
北海道西南沖地震（1993年）
- ・地震津波への抜本的対策として居住地を高台に計画
（漁業集落環境整備事業と防災集団移転促進事業を併用）

（実施地区）

あおなえ

○北海道奥尻町：青苗漁港

集落道、下水道、防火水槽、公園等の整備

青苗漁港（青苗地区）



生活環境を改善するために移転した漁村

（経緯）

- ・前面が海、背後が山という狭い土地に家屋が密集
- ・漁村内の道路は、幅員が1m程度しかなく、緊急車両の進入も困難で上下水道等の整備も遅延
- ・これらの問題を解消するため、道路の拡幅・新設等と併せて、高台への家屋移転先の代替宅地造成を計画

（実施地区）

すづ

○島根県三隅町：須津漁港

集落道、上水道、防災公園等の整備
（移転者21世帯）

わいた

○福岡県北九州市若松区：脇田漁港

集落道、上・下水道、公園等の整備
（移転者：18世帯）

須津漁港



脇田漁港



災害公営住宅整備事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業について

①災害公営住宅整備事業

概要

- ・地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合において、地方負担を軽減する特例制度。
- ・災害の規模（「一般災害」又は「激甚」）に応じて、2段階で公営住宅の整備費用に係る補助率の引き上げ等を行うこととしている。

制度活用上の課題

- ・あくまでも災害時以降の復興事業であり、事前の適用は想定されていない。

②がけ地近接等危険住宅移転事業

概要

- ・災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、国民の生命の安全を確保する。
- ・対象区域は建築基準法第 39 条第 1 項又は第 40 条に基づく条例により建築が制限される区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」
- ・補助対象は除却等費と建物助成費（住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用）

制度活用上の課題

- ・本県においては、津波対策としてあらたに取り組むこととなることから「津波防災地域づくり法」の推進計画区域を補助対象区域にいれてもらいたい。
- ・補助対象が十分ではない。

災害公営住宅整備事業の概要

1. 制度の目的

地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合において、地方負担を軽減する特例制度。

2. 制度の構成

災害の規模(「一般災害」又は「激甚災害」)に応じて、2段階で公営住宅の整備費用に係る補助率の引き上げ等を行うこととしている。

	災害公営住宅		平常時の公営住宅
	激甚災害	一般災害	
指定要件	①災害指定要件 ・被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等 ②地域要件 ・100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失している市町村	・被災地全域で500戸以上が滅失 ・一市町村の区域内で、200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失	
入居対象者	・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者	・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であつて、収入分位40%以下で同居親族のある者	・収入分位25%※以下で同居親族のある者 ※被災者、高齢者、障害者等は40%
補助率	①整備事業 ・建設/買取 3/4 ・借上 2/5 ②家賃低廉化事業 ・20年間 2/3 (当初5年間は3/4)	①整備事業 ・建設/買取 2/3 ・借上 2/5 ②家賃低廉化事業 ・20年間 2/3	①整備事業 ・建設/買取 45% ・借上 2/3×45% ②家賃低廉化事業 ・20年間 45%

※ 災害公営住宅については、災害から3年が経過すれば、通常の公営住宅と同様に被災者以外の者を入居させることができる。

東日本大震災における公的賃貸住宅の確保

入居対象者の従前居住地に応じて、公営住宅等の整備費用に係る国庫補助率が引き上げられる特例措置が置かれている。

特定被災地域の被災者向け※	被災地域の被災者向け※	通常
① 公営住宅の建設・買取り → 住宅に係る費用の 3/4 + 用地取得・造成費の 3/4 ② 公営住宅の借上げ → 共同施設等費用の 3/5 ③ 公営住宅の改修 → 住宅に係る費用の 3/4 ④ 災害復興型地優賃の建設・買取り → 住宅に係る費用の 15/100 ⑤ 災害復興型地優賃の改良 → 共同施設等費用の 3/5	① 公営住宅の建設・買取り → 住宅に係る費用の 2/3 ② 公営住宅の借上げ → 共同施設等費用の 2/5 ③ 公営住宅の改修 → 住宅に係る費用の 45% ④ 地優賃の建設・買取り → 住宅に係る費用の 1/6×45% ⑤ 地優賃の改良 → 共同施設等費用の 2/3×45%	① 公営住宅の建設・買取り → 住宅に係る費用の 45% ② 公営住宅の借上げ → 共同施設等費用の 2/3×45% ③ 公営住宅の改修 → 住宅に係る費用の 45% ④ 地優賃の建設・買取り → 住宅に係る費用の 1/6×45% ⑤ 地優賃の改良 → 共同施設等費用の 2/3×45%
※特定被災地域： 東日本大震災による被害を受けた地域のうち、一定数以上の既存住宅が滅失した地域として告示された市町村	※被災地域： 東日本大震災による被害を受けた地域	

※ 罹災証明書等により、被災地域の居住者であったことが確認できる被災者を対象とするものであれば、被災地域以外の地域においても、公営住宅等を建設することは可能。

東日本大震災に係る激甚法施行令第41条第1項の地域

○ 対象地域における滅失住宅に居住していた被災者向けに整備する公営住宅については、補助の特例規定（補助率：1/2→3/4）が適用される。

- 公営住宅については、激甚法第22条第1項の規定により、国土交通大臣が告示した地域に居住して住宅を失った方々向けの罹災者公営住宅として供給される場合、建設等に要する費用に対して国庫補助率が3/4に引き上げられる（一般災害の場合は2/3）。
- 以下の①又は②の要件を満たす市町村は、激甚法施行令第41条第2項の規定により、国土交通大臣が告示することとされている。
 - ① 滅失住宅の戸数が100戸以上
 - ② 滅失住宅の戸数の割合が、当該市町村の住宅戸数の1割以上



対象地域

平成23年6月30日時点

都道府県	対象となる市町村
青森県	八戸市
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、東松島市、大崎市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
福島県	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、鏡石町、矢吹町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
茨城県	水戸市、日立市、北茨城市、鹿嶋市、神栖市
千葉県	旭市、我孫子市

※ 今後の被害状況等の調査の進展に伴い、対象地域の要件を満たすことが明らかとなった市区町村についても、随時、追加の告示を行う予定。

東日本大震災に係る補正予算（第1号）の概要

(単位:百万円)

	事業の概要	国庫	国庫	
災害公営住宅整備事業	東日本大震災による被災者向けの公営住宅の供給を強力に促進するため、災害公営住宅の整備や用地の取得・造成等に係る費用について支援。	災害公営住宅の整備	145,750	
		災害公営住宅用地の取得造成		109,050
		被災者向け公営住宅の改修		
災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業	東日本大震災による被災者向けの公的賃貸住宅の供給を強力に促進するため、民間事業者を活用した地域優良賃貸住宅の整備に要する費用について支援。	1,050	7,000	
高齢者生活支援施設等併設事業	東日本大震災の被災者の日常生活上の利便性・安全性を確保し、高齢者や障害者等のニーズに対応する生活支援サービスの提供を図るため、公的賃貸住宅団地等に併設する高齢者生活支援施設等の整備に要する費用について支援。	1,485	2,970	
合計		111,585	155,720	

東日本大震災における復興支援①（災害公営住宅等の整備）

東日本大震災による被災者向けの公営住宅の供給を強力に促進するため、災害公営住宅の整備や用地の取得・造成等に係る地方公共団体の負担を軽減するための支援策の充実を図る。

事業の内容

- 災害公営住宅（激甚災害）の入居者：
災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者 ※ 同居親族要件・入居収入基準は適用除外

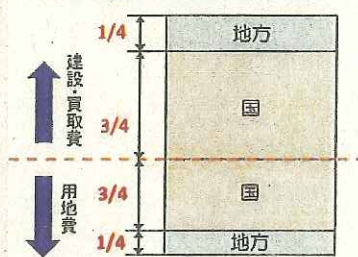
- 平成23年度補正予算による国庫補助の概要：

※ 赤字は拡充事項

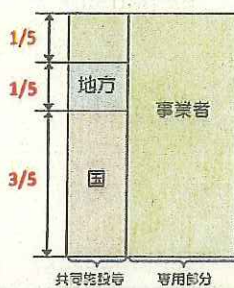
	対象事業費	東日本大震災（激甚災害）			通常		
		国	地方	民間	国	地方	民間
① 建設・買取り	建設費・買取費	3/4	1/4	-	1/2	1/2	-
	用地取得造成費	3/4	1/4	-	-	1	-
② 借上げ	共用部分整備費	3/5	1/5	1/5	1/3	1/3	1/3
③ 買取改修・空家改修	改修費	3/4	1/4	-	1/2	1/2	-

補助のイメージ

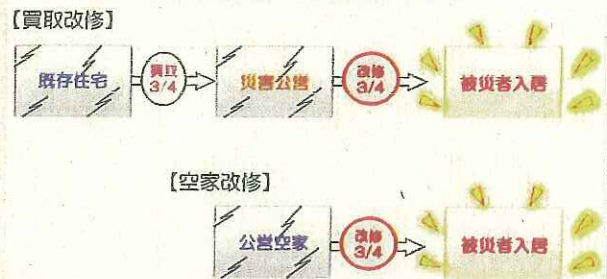
① 建設・買取りの場合



② 借上げの場合



③ 買取改修・空家改修の場合



東日本大震災における復興支援②（地域優良賃貸住宅の整備）

東日本大震災による被災者向けの公的賃貸住宅の供給を強力に促進するため、民間事業者を活用した地域優良賃貸住宅の整備について、民間事業者及び地方公共団体の負担を軽減するための支援策の充実を図る。

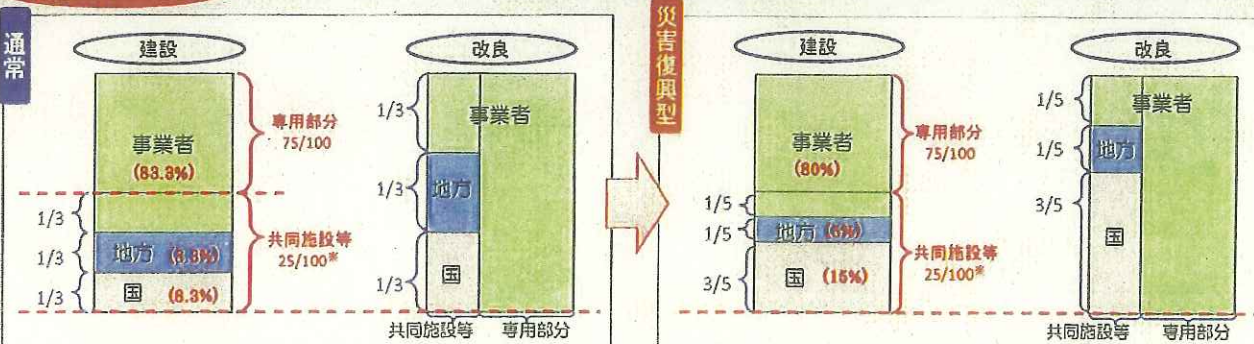
事業の内容

- 災害復興型地域優良住宅の入居者：東日本大震災により住宅を失った者
- 平成23年度補正予算による国庫補助の概要：

	対象住宅	東日本大震災（激甚災害）			通常		
		国	地方	民間	国	地方	民間
① 建設（住宅全体の建設費）	（原則）	15/100	5/100	80/100	1/12	1/12	10/12
	サービス付き高齢者向け住宅	18/100	6/100	76/100	1/10	1/10	8/10
② 改良（共同施設等整備費）	※住宅による違いはない	3/5	1/5	1/5	1/3	1/3	1/3

共同施設等の3/5に相当

補助のイメージ



※ サービス付き高齢者向け住宅の場合は30/100

東日本大震災における復興支援③（生活支援施設等の整備）

東日本大震災による被災者の日常生活上の利便性・安全性を確保し、高齢者や障害者等のニーズに対応する生活支援サービスの提供を図るため、公的賃貸住宅団地における高齢者生活支援施設等の整備について、民間事業者及び地方公共団体の負担を軽減するための支援策の充実を図る。

事業の内容

○ 対象施設（高齢者生活支援施設等）：

- ① 高齢者生活支援施設： デイサービス施設、生活相談サービス施設、診療所、訪問看護ステーション 等
- ② 障害者福祉施設： グループホーム、ケアホーム、身体障害者福祉センター 等
- ③ 子育て支援施設： 保育所、放課後児童クラブ、児童家庭支援センター 等

○ 平成23年度補正予算による国庫補助の概要：

- ・ 公的賃貸住宅団地における高齢者生活支援施設等の整備費の $\frac{1}{2}$

事業のイメージ

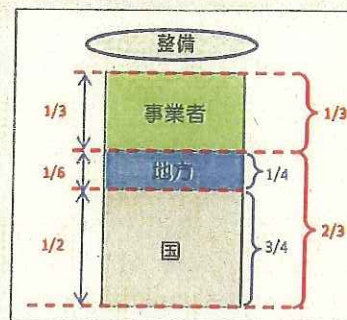
公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅などの公的賃貸住宅等

介護や医療を提供する施設の整備
 デイサービス施設、生活相談サービス施設、診療所、訪問看護ステーション 等



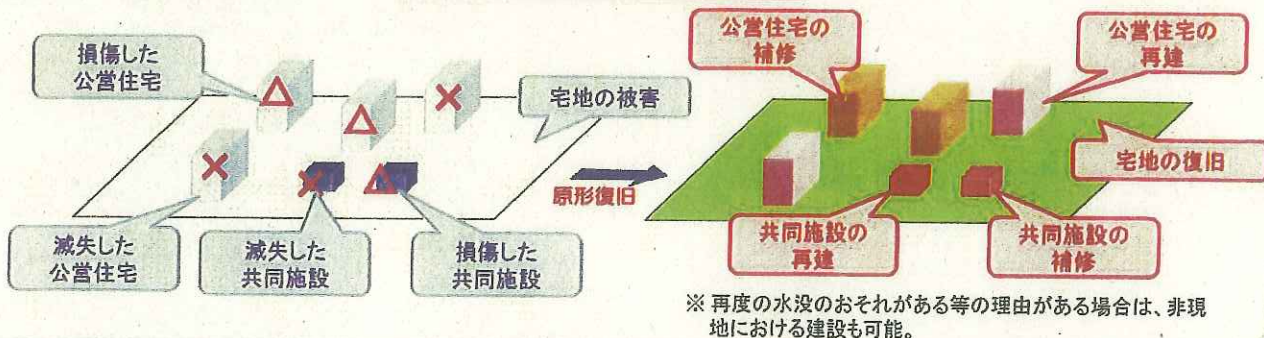
地域全体に介護や医療を提供

補助のイメージ

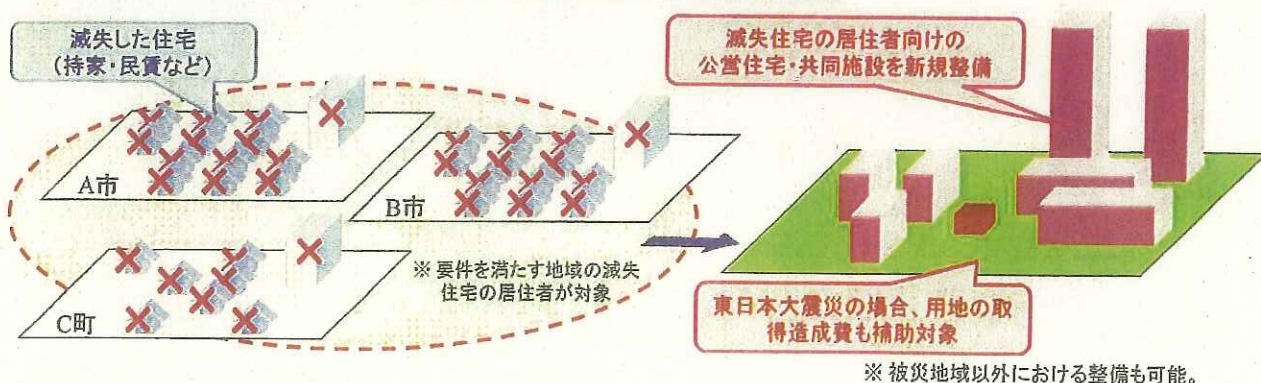


【参考】 災害公営住宅整備事業と既設公営住宅復旧事業の違い

既設公営住宅復旧事業 >> 被災した公営住宅の原形復旧



災害公営住宅整備事業 >> 被災者向け公営住宅の新規整備



11. 住宅・建築物安全ストック形成事業

(がけ地近接等危険住宅移転事業)

H23補正第3号
(復興交付金)

H24当初
(復興交付金)

事業概要

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業

補助対象

- (1) 除却等費
○危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等(限度額：780千円/戸)
- (2) 建設助成費
○危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(借入利率：年8.5%を限度)
(限度額：4,080千円/戸(建物3,100千円/戸、土地980千円/戸)。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定された推進地域の場合：7,080千円/戸(建物4,440千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成580千円/戸)。

補助要件

- (1) 対象区域
○建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
○建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (2) 対象住宅
○既存不適格住宅
○建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

交付団体

都道府県、市町村(都道府県経由)

事業実施主体

市町村(市町村が事業主体となりたいたい事情がある場合は都道府県。)

交付率

国：1/2、地方公共団体：1/2

補助制度 その他

がけ地近接等危険住宅移転事業

事業の目的

災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、国民の生命の安全を確保します。

事業の内容

対象要件

【対象区域】

- ・ 建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」
- ・ 事業計画に基づく移転であること

【採択要件】

事業計画に基づく移転であること

- ・ 既存不適格住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

事業主体等

- 地方公共団体(原則として市町村)

補助内容

- ・ 除却等費:危険住宅の除却等に要する費用
- ・ 建物助成費:危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用

補助対象限度額

(単位:千円/戸)

除却等費		780	
建物 助成 費	一般地域	建 物	3,100
		土 地	960
		計	4,060
建物 助成 費	特殊土壌等	建 物	4,440
		土 地	2,060
		敷地造成	580
		計	7,080

お問い合わせ先・根拠法・制度要綱

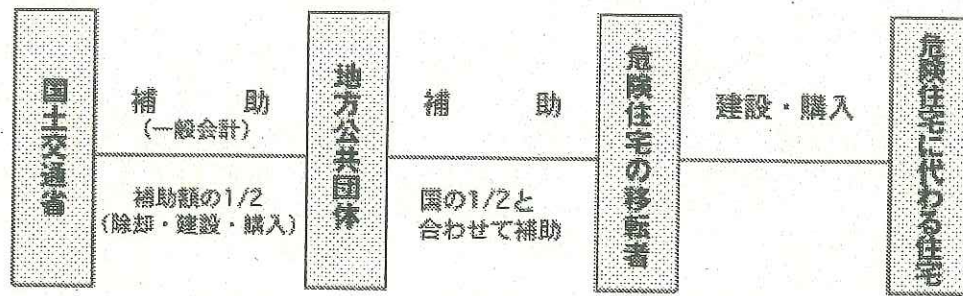
【お問い合わせ先】 住宅局建築指導課建築物防災対策室業務係

tel 03-5253-8111(代表) 内線(39567)

【制度要綱】 がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱

手続き等の流れ

がけ地近接等危険住宅移転事業



第三十九条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

(地方公共団体の条例による制限の附加)

第四十条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

(市町村の条例による制限の緩和)

第四十一条 第六条第一項第四号の区域外においては、市町村は、土地の状況により必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、区域を限り、第十九条、第二十一条、第二十八条、第二十九条及び第三十六条の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。ただし、第六条第一項第一号及び第三号の建築物については、この限りでない。

第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

第一節 総則

(適用区域)

第四十一条の二 この章(第八節を除く。)の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。

(道路の定義)

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路

二 都市計画法、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)又は密集市街地整備法(第六章に限る。以下この項において同じ。)による道路

三 この章の規定が適用されるに至つた際に存在する道

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

高知県建築基準法施行条例をここに公布する。

○高知県建築基準法施行条例

(昭和63年3月23日条例第3号)

改正 平成5年3月22日条例第14号 平成12年3月28日条例第55号
平成12年10月17日条例第86号 平成13年3月27日条例第26号
平成15年3月28日条例第26号 平成17年7月19日条例第72号
平成19年3月23日条例第42号 平成19年10月16日条例第83号
平成20年12月24日条例第56号

高知県建築基準法施行条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害危険区域(第3条・第4条)
- 第3章 建築物の敷地及び構造等に関する制限の付加(第5条—第10条)
- 第4章 都市計画区域内の建築物と敷地等と道路との関係についての制限の付加
(第11条—第17条)
- 第5章 中高層建築物の日影規制(第18条)
- 第6章 雑則(第19条—第35条)
- 第7章 罰則(第36条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)を施行するため、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年条例55号〕

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法、政令及び省令の定めるところによる。

一部改正〔平成12年条例55号〕

第2章 災害危険区域

(災害危険区域の指定等)

第3条 法第39条第1項の規定による災害危険区域(以下この章において「災害危険区域」という。)は、次に掲げる区域とする。

- ① 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域として知事が指定した区域
 - ② 津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として知事が指定した区域
- 2 知事は、災害危険区域を指定するときは、当該災害危険区域を告示するとともに、その旨を関係市町村長に通知するものとする。これを廃止するときも、同様とする。

一部改正〔平成12年条例55号〕

(災害危険区域内の建築制限)

第4条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならぬ

い。ただし、建築物の構造、敷地の状況及び災害防止措置の状況により安全上支障がない場合は、この限りでない。

第3章 建築物の敷地及び構造等に関する制限の付加
(がけ付近の建築物)

第5条 高さ3メートルを超えるがけ(勾(こう)配が30度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。)の下に建築物を建築する場合において、がけの上端(がけの上に建築する場合にあっては、がけの下端)からの水平距離ががけの高さの2倍以内の区域内に建築するときは、がけの形状又は土質に応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) がけの形状又は土質により安全上支障がない場合
- (2) がけの上に建築物を建築する場合であって、当該建築物の基礎等ががけの安全性に影響を及ぼさないとき。
- (3) がけの下に建築物を建築する場合であって、当該建築物の主要構造部(がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造その他これに類する構造としたとき。

一部改正〔平成12年条例55号〕

(木造建築物等の防虫)

第6条 木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物の木造の部分は、しるありその他の虫の害を防ぐため、次に定める構造としなければならない。ただし、建築物又はその敷地の状況によりこれらの構造とする必要がない場合は、この限りでない。

- (1) 地面(床下の部分でコンクリートその他これに類するもので覆われている部分を除く。)から高さ20センチメートル以下に木造の構造耐力上主要な部分を設けないこと。
- (2) 柱、床束(づか)、大引その他の木部のうち地面から1メートル以内の部分及び土台にしるありその他の虫の害を防ぐため有効な措置を講ずること。

一部改正〔平成12年条例55号〕

(劇場等の出入口)

第7条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(客席部の床面積の合計が150平方メートル以内のものを除く。)の用途に供する建築物(以下「劇場等」という。)の屋外への出入口で客用に供するものは、次に定めるところにより設けなければならない。

- (1) 出入口の数は、3以上とし、そのうち1以上は、主要な出入口とすること。
- (2) 出入口の幅の合計は、客席部の床面積の合計が最大の階における客席部の床面積10平方メートルにつき25センチメートル(主要構造部が耐火構造の場合は、15センチメートル)の割合で算出した数値以上とすること。
- (3) 主要な出入口の幅の合計は、前号の規定により算出した出入口の幅の合計の2分の1以上とすること。
- (4) 主要な出入口の幅は1.5メートル以上、その他の出入口の幅は80センチメートル以上とすること。
- (5) 主要な出入口は、道(都市計画区域内にあっては、法第42条第1項、第2項(同条第3項の規定に基づき、中心線からの水平距離が2メートル未満又はがけ

II がけ地近接等危険住宅移転事業制度関係

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業制度について

〔建設省住防発第15号〕
〔平成7年4月1日〕

建設省住宅局長から都道府県知事宛

がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱の制定について

がけ地近接等危険住宅移転事業については、昭和47年6月19日付け建設省河砂発第15号をもって通知したがけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱に基づき実施されてきたところであるが、今般、上記要綱を廃止し、別紙のとおり「がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱」を定めたので、本制度の積極的活用を図られたく通知する。

なお、貴管下市町村に対しても周知徹底の上、事業の遂行に遺憾のないよう取り計らいたい。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱

第1 目的

この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う者(住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。)に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行う制度を確立し、急傾斜地崩壊対策その他災害防止対策とあいまって国民の生命の安全を確保することを目的とする。

第2 定義

1. この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の一から三までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの。

- 一 建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
 - 二 建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域
 - 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
2. この要綱において「移転事業」とは、危険住宅の移転を促進するため、事業主体が本要綱第6に規定する事業計画を定め、危険住宅の移転を行う者に対し、次の各号に掲げる経費について補助する事業をいう。
 - 一 危険住宅の除去等に要する経費
 - 二 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費
 3. この要綱において「事業主体」とは、移転事業を行う地方公共団体をいう。
 4. この要綱において「特定行政庁」とは、建築基準法第2条第36号に規定する特定行政庁をいう。

第3 事業主体

1. 移転事業は、市町村が行う。
2. 都道府県は、市町村が移転事業を行うことが困難な場合その他特別の事情がある場合において移転事業を行うことができる。

第4 国の補助

1. 国は、事業主体に対して、移転事業に要する費用について予算の範囲内においてその2分の1を補助することができる。
2. 前項の規定による国の補助金額の算定については、移転事業に要する費用が別に定める額を超える場合には、その額をもってその費用とする。

第5 都道府県の補助

都道府県は、事業主体である市町村に対して補助金を交付することができる。

第6 事業計画の作成

1. 事業主体は、移転事業を行おうとするときは、事業計画を策定しなければならない。この場合において、市町村が事業主体であるときは都道府県と、都道府県が事業主体であるときは関係市町村と、あらかじめ協議しなければならない。
2. 事業計画は、移転事業を実施しようとする地区ごとに作成するものとし、移転事業の対象となる危険住宅に関する次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 対象となる危険住宅の戸数
- 二 危険住宅の移転方法の概要
- 三 移転費用の概要
- 四 移転計画
- 五 跡地計画

3. 事業計画は、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止事業、防災のための集団移転促進事業等との調整を図って定めなければならない。

第7 事業計画の周知徹底

事業主体は事業計画を作成したときは、すみやかに当該計画を移転事業の対象となる危険住宅の居住者に周知徹底させなければならない。

第8 移転の促進

事業主体は、事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導等を行い、移転の促進を図らなければならない。

第8-2 危険住宅の除却

移転事業の対象となる危険住宅については、原則として除却するものとする。

第9 監督等

地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長は、事業主体に対して、この要綱の施行のため必要な限度において、移転事業の適正な施行を確保するため必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第10 その他

がけ地近接等危険住宅移転事業制度の運用については、この要綱に定めるもののほか、別に定める「がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱」によるものとする。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から適用する。

(最終改正 平成16年3月30日 国住防第21号)

高知県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱及び高知県補助金交付規則（以下「規則」という。）第20条の規定に基づき高知県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の解消を促進するため、市町村が行う次の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助する。

がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱（平成7年4月1日建設省住防発第15号）に基づくがけ地近接等危険住宅移転事業

(補助率及び補助額の範囲)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助率及び補助額は、次のとおりとする。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱及びがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第2の規定による補助対象額の $1/4$ とする。

(2) 前号による補助金額に千円未満の金額が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式とし、1通を提出するものとする。

(補助の条件)

第5条 補助金交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更（中止又は廃止を含む。）しようとするときは、別記第2号様式による、補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更についてはこの限りでない。

(2) 補助事業者は、当該事業が予定の期間内に完了しない場合又は、事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号ただし書に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 事業計画の変更及び移転住宅の設置場所の変更
- (2) 事業費の2割以上の変更

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定に基づき、申請の取下げができる期日は、補助金交付決定通知後15日以内とする。

(請求)

第8条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、別記第3号様式の請求書によらなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式とし、1通を提出するものとする。

2 前項の実績報告書の提出期日は補助事業の完了の日から1カ月以内とする。

(検査及び報告)

第10条 国の制度要綱に基づく検査を受け、これに合格したものは、県の検査に合格したものとみなす。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の施行に関し必要な指示をし又は関係職員をして関係書類等を検査させることができる。

付 則

1 この要綱は、昭和54年1月20日から施行する。

2 高知県がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱（昭和49年12月7日施行）は廃止する。

付 則

この要綱は昭和62年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成8年3月25日から施行し、平成7年度事業から適用する。

現位置での高層化について

1. 目的

- ・近傍に移転できる高台がない、漁業等のため移転できない等の理由により、現位置での津波対策を行わざるを得ない地区について、想定される津波に対して十分安全な（＝避難しなくてよい）対策を検討する。

2. 対象地区の考え方

- (1) 想定される津波浸水高が数メートル程度であること
（これを超える場合、現位置での対策では十分な安全性を確保できない）
- (2) 近傍に移転できる高台がないこと
- (3) 漁業等、現位置に住み続けなければならない要因があること

等

3. 「高層化」の考え方

- (1) 個々の建物ごとの高層化
 - ・個々の建物の1階部分をピロティ化、もしくは個々の盛土の上に建物を建築
- (2) 建物を集約して高層化
 - ・1階部分をピロティ化した集合建築物、もしくは盛土した上に集合建築物を建築
- (3) 盛土した上に個々の建物を建築

4. 支援の考え方

- (1) 地区を指定した上で、地区内でのピロティ建築や盛土にかかる費用等を支援
- (2) 地区を指定した上で、個々の建物を集約して集合建築物化にかかる費用等を支援
- (3) 地区を指定した上で、盛土に係る費用等を支援

等

5. 検討課題

- ・対象地区の考え方は上記2で良いか
- ・ピロティ、盛土がどれくらいの津波に耐えうるか（技術的検討）
- ・地区での合意形成ができるか
- ・どこまで支援するか（計画費用、ピロティ・盛土費用、再建築費用、等）
- ・住民に事業費用の負担力がない場合どうするか（公共団体施行の可能性）
- ・既存の事業手法（市街地再開発事業、区画整理事業等）の適用ができるか

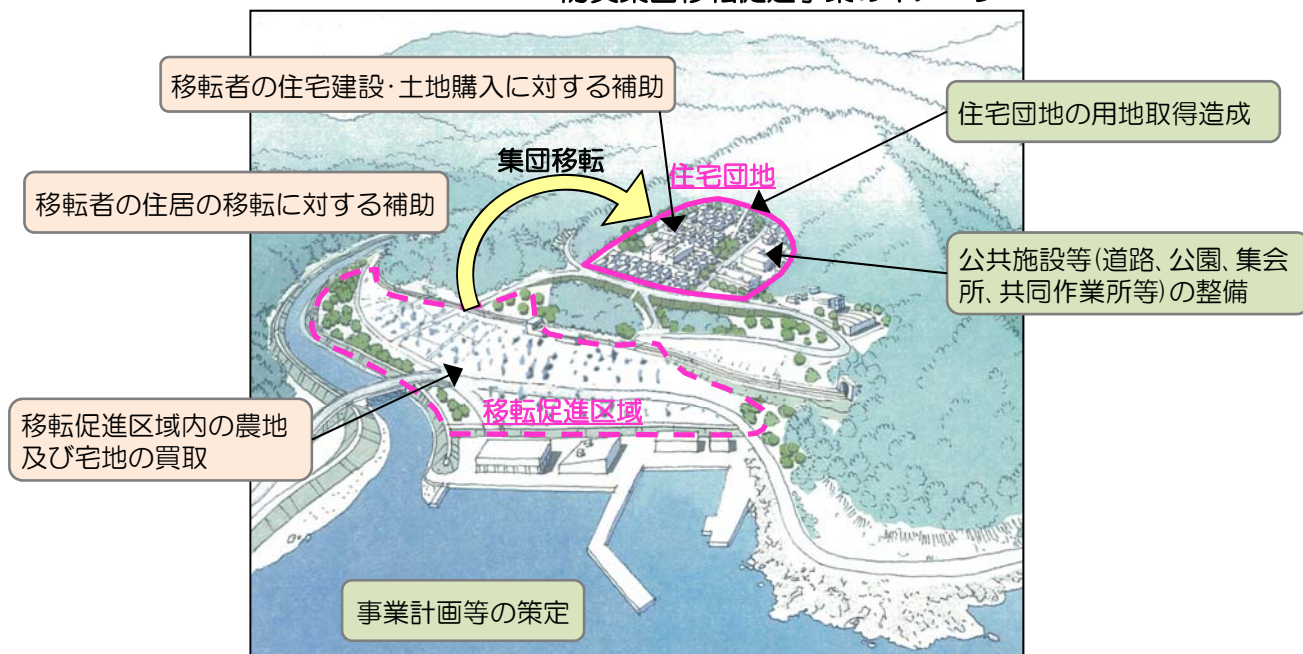
等

防災集団移転促進事業の比較表

	種別	東日本大震災における被災3県	高知県	備考
計画	実施主体	市町村、県	同左	
	計画策定主体	市町村、県 (県が行う場合は復興整備計画を策定)	市町村	
	事業計画の同意	国土交通大臣の同意	同左	
	移転促進区域の設定	必要	同左	
	補助率	7/8(計画策定費:3/4) ※震災復興特別交付税措置により、国費負担100%	3/4 ※特別交付税措置により、国費負担94.25%	
	事業計画策定費の補助	○	△	
住宅団地に関する補助	住宅団地の整備	「①5戸以上」かつ「②移転住戸の半数以上」 ※国土交通大臣が認める場合に限り②の要件は適用除外	10戸以上 (移転住戸が20戸を超える場合は、その半数以上の戸数が住宅団地に移転)	①
	住宅団地用地の取得造成費の補助	○	同左	①
	公益的施設用地の取得造成費の補助	○	×	①
	公益的施設用地の面積上限	○ ※住宅団地面積の3割(国土交通大臣が認める場合は5割)	×	①
	分譲敷地用地の取得造成費の補助	○ 「取得造成費」-「譲渡収入」=補助対象	×	①
	住宅団地の用地取得造成費用の限度額	(住宅団地入居戸数×660㎡+公益的施設用地面積)×単価①	(住宅団地入居戸数×660㎡)×単価①	①
	住宅団地の用地取得造成単価(①)の引き上げ	○(23,980円/m2を加算) ※限度額(盛岡市、仙台市、福島市):44,480円/m2 ※限度額(被災3県のその他の地域):39,780円/m2	× ※限度額(高知市):18,300円/m2 ※限度額(高知市外):14,200円/m2	①
	住宅団地の用地取得造成費の限度額撤廃	○ ※国土交通大臣が認める場合に限り	×	①
	住宅団地における公共施設整備補助	○ ※限度額(盛岡市、仙台市、福島市):住宅団地入居戸数×3,198千円 ※限度額(被災3県のその他の地域):住宅団地入居戸数×3,581千円 ※国土交通大臣が認める場合に限り、限度額を撤廃	○ ※限度額(高知市):住宅団地入居戸数×3,198千円 ※限度額(高知市外):住宅団地入居戸数×3,581千円	③
農林水産業に係る生産基盤(共同作業所、加工所、倉庫等)整備費の補助	○ ※限度額:住宅団地入居戸数×1,243千円	同左	⑤	
宅敷地購入・住宅建設に対する補助	○(708万円) 移転者に対する住宅敷地購入・住宅建設に対する補助(ローン利子相当額) ※住宅建設の場合、限度額444万円 ※住宅用地の場合、限度額206万円 ※住宅造成の場合、限度額58万円	○(406万円) ※住宅建設の場合、限度額310万円 ※住宅用地の場合、限度額96万円	②	
移転元の宅地等の買取	移転促進区域内の宅地等の買取費用	○ ※限度額なし ※宅地等に定着する住宅等の移転料を含む	○ ※限度額なし	④
	移転促進区域内の農地等買取り要件の緩和	○	同左	④
移転費用の補助	移転者の住居移転に対する補助(引越費用、建物取壊し費用) ○ ※限度額78万円(離農者2,372千円)	同左	⑥	
補助合算額	合算限度額の適用	×	○ ※合算限度額(高知市)17,265千円×移転住居数 ※合算限度額(高知市外)16,550千円×移転住居数	
その他	被災者生活再建支援金(加算支援金) ※家屋全壊・大規模半壊した世帯が、新たに住宅を建設・購入する場合、200万円を支給	○	×	
	災害復興住宅融資 ※家屋全壊・大規模半壊した世帯が、新たに住宅を建設・購入する場合、基本融資額1,460万円を5年間無利子で融資	○	×	
	税の特例(所得税控除) ※移転促進区域内の宅地を売却した場合の所得税の控除	○	△	

国庫補助対象事業

防災集団移転促進事業のイメージ



以下の経費について復興交付金及び震災復興特別交付税が交付されます。

①住宅団地用地の取得造成費用

住宅団地用地(公益的施設用地を含む)の取得造成に要する経費。ただし、分譲する住宅敷地等については、市場価格で譲渡した場合の譲渡収入を超える部分が補助対象

②移転者の住宅敷地購入・住宅建設に対する補助費用

住宅団地において住宅を建設・購入(敷地の購入を含む)する移転者に対し、ローン利子相当額を助成するため経費

③住宅団地における道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備費用

④移転促進区域内の宅地等の買取費用

移転促進区域内の宅地等を契約時の正常な価格で買い取るための経費(宅地等に定着する住宅等の移転料を含む)。ただし、事業主体が移転促進区域内の全ての住宅に係る宅地を買い取り、その土地の区域を災害危険区域として条例で必要な建築禁止措置を講じた場合に限り補助対象

⑤移転者の住居の移転に関連して必要な共同作業所等の整備費用

農業等に従事する移転者に対し賃貸するための共同の作業所、加工所、倉庫を住宅団地内に整備するための経費

⑥移転者の住居の移転に対する補助費用

移転者に対し、引っ越し費用、建物の取り壊し費用(④の費用として計上する場合を除く)等を助成するための経費

⑦事業計画等の策定費用

防災集団移転促進事業と他事業との連携について

メリット	デメリット
①土地区画整理事業（都市計画課）	
<p><土地区画整理事業の施行区域内に住宅団地を確保する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の保留地や売却希望を持つ地権者の土地を取得して住宅団地とすることができる ・土地区画整理事業で整備された保留地を買収して移転者のための住宅敷地等として活用することができる <p><移転促進区域を含む区域での土地区画整理事業の施行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防集事業により取得した移転促進区域内の宅地等を従前公共用地として活用できる ・集約整形化した上で災害危険区域の建築制限に係る条例が許容する公共建築物等の敷地として活用できる 	<p><土地区画整理事業の施行区域内に住宅団地を確保する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業と十分調整を行い、あらかじめ取得すべき土地面積を決定する必要がある <p><移転促進区域を含む区域での土地区画整理事業の施行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得した宅地等を土地区画整理事業で集約整形化した後に、民間に売却した場合には、当該宅地等の取得に係る交付金相当額を国庫に返還する必要がある
②災害公営住宅整備事業（住宅課）	
<ul style="list-style-type: none"> ・移転促進区域から移転する被災者に、多様な住宅の選択肢を提供することが可能 ・移転者の意向を踏まえて自力建設用地と公営住宅を適切に用意することにより移転を促進できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時以降の復興事業であり、事前の適用は想定されていない ・一般の公営住宅整備事業であれば適用できるが、補助率が低い(45%)
③がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅課）	
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地に関する戸数要件がない ・危険住宅の除却費及び危険住宅に代わる新たな住宅の建設又は購入に補助がある（補助の条件や内容は同様→利子相当額） ・移転促進区域からの移転者のうち、住宅団地以外に移転する者の住宅建設等の補助が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止事業との調整が必要 ・移転元の土地の買取りはできない(補助対象が十分でない) ・災害危険区域等に立地する既存不適格住宅等のみが対象
④漁業集落環境整備事業（漁港漁場課）	
<ul style="list-style-type: none"> ・漁業集落、集落隣接地での切土及び盛土での高台造成が可能となり、人工的に造成した高台への集団移転も可能 ・防災集団移転促進事業では補助対象とならない高台へのアクセス道路(用地取得含む)が補助対象 ・高台移転に合わせて、避難路の整備ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落に限る(県内の漁港背後集落は緊急に地震防災対策の強化を図る必要性が特に高い地域にあるため補助対象となる) ・補助率が低い(1/2)

東日本大震災の被災地における
市街地整備事業の運用について
(ガイダンス)(抄)

平成24年1月
国土交通省都市局

② 事業計画の名称

事業計画の名称については特段の定めはないが、復興交付金事業計画には事業地区毎の地区名を記載することとなっているので、一の市町村で複数の事業計画を策定する場合には「〇〇市〇〇地区集団移転促進事業計画」というように事業計画に地区名を付し、復興交付金事業計画に記載する地区名との整合を図るよう留意されたい。

その場合、地区名は移転促進区域の存する地域の名称又は住宅団地を整備することとなる土地の区域が存する地域の名称のいずれも考えられるが、被災者を含む関係者が違和感なく共有できる名称とすることが望ましい。

③ 合意形成と計画策定の関係

自然災害による危険を回避するために、住民の居住に適当でない区域内の住居の集団的移転を促進するという防集法の趣旨からは、集団的移転が必要な区域内にある居住に適当でない住宅の敷地は全て移転促進区域とすることが基本的な考え方である。そのためには市町村が関係被災者の意向を把握し、合意形成に向け努力することが何より重要であるが、一部被災者の移転反対等の意見のために合意形成が進まない場合には、防集事業の実施そのものが遅れ、多くの被災者の安全確保や生活再建に支障が生じる事態も考えられる。このような場合には、まずは移転に賛成する被災者を対象に移転促進区域を設定して事業計画を策定し、事業を進めながら移転反対者を含む全体の合意形成に向けた努力を続け、その後の状況の進展に応じて適宜事業計画を変更するといった柔軟な対応により事業の推進を図ることが重要である。いずれにしても、事業着手後も居住に適さない区域内の全ての住居の移転について、関係者の合意形成に向けた努力を続けることが重要である。

なお、事業計画については、直轄調査で策定支援を行っているところであるが、今般の制度改正において9.-7)に示すように事業計画策定経費が国庫補助対象に追加され、事業計画策定に関する以下のような経費が補助対象となる。このため、直轄調査では対応できなかった事項や関係被災者の合意形成等の事業計画策定の準備作業も含め有効に活用されたい。

- イ) 関係被災者の意向調査
- ロ) 住宅団地の適地調査・測量及び用地取得価格の検討
- ハ) 住宅団地の整備構想の検討
- ニ) 住宅団地の造成方法等の検討
- ホ) 住宅団地における住宅の意匠・形態等に関するルールの検討
- ヘ) 住宅団地における住宅の生産方式の検討(地域材活用・地元事業者活用等)
- ト) 移転促進区域内の土地の買取価格等の検討
- チ) 住宅団地における住宅敷地等の譲渡価格及び賃料の検討
- リ) 関係被災者に対する広報
- ヌ) 事業計画の策定
- ル) その他事業計画の策定に当たって必要な事項

住宅敷地の平均面積を330㎡以下としなければならないことから、住宅団地の地形によっては実質的に住宅敷地として利用できる面積が小さくなることが想定される。このような場合には、法面を斜面緑地(公共施設)として取り扱う等により、実質的な住宅敷地の面積を確保することも考えられる。

また、公益的施設用地については、基準面積の3割(当該住宅団地に適する公益的施設の規模を勘案して国土交通大臣が必要と認める場合は5割。以下同じ。)までの面積の用地取得造成費が補助対象に追加された。

なお、法令等に定められた面積に関する規定を超える規模の住宅団地や住宅敷地、公益的施設用地を整備する場合には、超える部分については施行者が自らの負担で整備すべきであり、用途が市町村の裁量に委ねられているとはいえ、復興交付金の効果促進事業として行うことは適切ではない。

6) 住宅団地の位置の選定

住宅団地の位置の選定は、移転する被災者の新しい生活を営む場所を決める極めて重要な事項である。位置の選定にあたっては、今般の津波被害や宅地被害等を勘案し、再度の津波被害や滑動崩落の恐れのない場所を選ぶなど、安全性の確保に配慮することが必要である。一方、移転する被災者の生活や就労等についても配慮する必要があり、安全性の確保に加え、自然環境、日常生活の利便性、鉄道駅等の交通結節点や就業地へのアクセス等の観点も重要である。

また、造成コストや関連して必要となる道路や上下水道等のインフラの整備及び維持管理に要するコスト等も勘案し、複数の案を比較検討した上で、総合的に評価し、位置の選定を行うべきである。

なお、今回の制度改正で、住宅団地の用地取得造成費については、国土交通大臣が特に認める場合には、交付要綱に設定された単価を適用せずにこれを超えることができることとなったが、上記のような比較検討の結果、やむを得ないと認められる場合に限られる措置であることに留意されたい。

7) 公益的施設的内容及び立地の考え方

今回の制度改正により、住宅団地(公益的施設用地を含む。)の面積の3割を上限に公益的施設用地の取得造成費が補助対象となった。具体的には被災者の住宅団地への移転に伴い必要となるスーパーマーケット、コンビニエンスストア、病院、郵便局、銀行、保育所、公民館、福祉施設、役場の出張所等の施設が該当する。なお、公立学校の移転・復旧に活用可能な公立学校施設災害復旧事業など、防集事業とは別に公益的施設の整備を主たる目的とした国庫補助制度がある場合には、原則としてこれらの国庫補助制度の活用を優先すること。

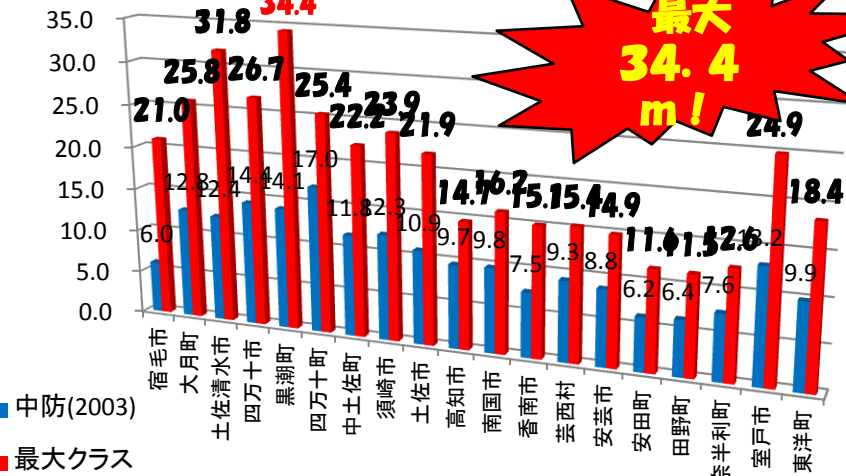
以下、防集事業において公益的施設用地を整備する場合の基本的な考え方を示す。

1) 防集事業により用地の取得造成を行うことができる公益的施設は、移転促進区域から移転する被災者が住宅団地での生活を営むにあたって必要となる施設に限定され、役場の本庁舎や市民会館等の市町村の住民全体にとって必要な公益的施設

平成24年3月31日に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高」において、最大クラスの津波高が30mを超えるなど、10市町で20mを超える大変厳しい結果となったことから、従来の「逃げる対策」に加え、事前に高台へ移転することや現位置での高層化も視野に入れた対策が必要である。

H24.3.31 国公表

津波の高さ(満潮時)



最大 34.4 m!

想定津波高 20m超
6都県 23市町
内県内 10市町村!

対策

津波発生時の適切な避難先の確保

- ・自然地形の高台
- ・避難対象地域から距離が離れた広場
(避難場所・避難路 H23迄に整備済 279箇所 + H24整備予定 152箇所)
- ・津波避難ビル
(H23迄に指定済 175施設)
- ・津波避難タワー
(H23迄に完成済 19箇所 + H24整備予定 8箇所)
- ・津波避難シェルター

避難タワー



避難ビル(外階段)



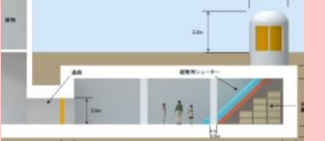
避難場所



避難シェルター(横穴式)



避難シェルター(地下式)



避難路

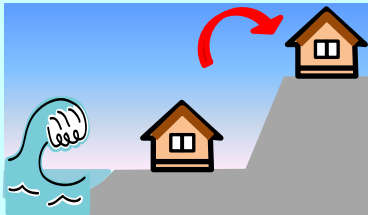


事前復興の観点から

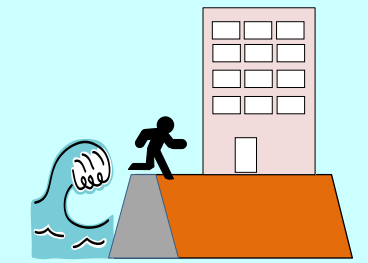
防災集団移転促進事業を軸とした高台移転の実施

高台への移転

高台への移転



現位置での高層化



防災集団移転促進事業(S47施行)の実施状況...延べ**35**団体のみ(H18まで)
※現在まで被災前の適用例はない ⇒ 事業が進まない**問題点**がある

問題点

- 住民全員合意の必要性
 - ・事業の実施には、移転促進区域内の住民の全員合意が必要(全員の合意が得られてからの実施では事業が進まない)
- 補助制度の内容
 - ・世帯によって資金力が異なるが、移転者への直接の補助がない
 - ・公益的施設に関する補助がない
- 職住分離の難しさ
 - ・漁業従事者など、その地域から離れられない理由がある

上記の問題を解決し、市町村に各地域に応じた事前対策(高台移転方策)の選択肢を示すために

対策

提言

被災前に集団移転を進めるため

1. 防災集団移転促進事業の要件緩和・補助の拡大・拡充
2. 防災集団移転促進事業と組み合わせる事業の要件緩和・補助の拡大・拡充

1. 防災集団移転促進事業の被災前の実施が促進されるよう制度の改正
※合意要件の緩和や補助対象経費の追加等
2. 防災集団移転促進事業と他事業との組み合わせにより集団移転が促進されるよう制度の改正

防災集団移転促進事業とその他基盤整備事業との併用により、地域のコミュニティを保ちつつ、一定の時間をかけた高台への移転を促進する。災害により甚大な被害が予想される地域には、事前復興の観点で被災前の移転が促進されるよう防災集団移転促進事業の要件緩和・補助の拡大・拡充が必要である。

1. 防災集団移転促進事業

1) 住民の合意に関する要件の緩和

少数の反対意見のために事業が実施できないことがないよう、移転に賛成する住民から事業を実施することや移転促進区域の区域取りを工夫することにより事業の進捗を図ることを可能とすること

2) 住民団地の規模要件の緩和

住宅団地の規模要件を5戸(移転しようとする住居の数が10戸を超える場合には、その半数以上の戸数)とすること

3) 事業実施に係る経費の補助対象化

① 公益的施設の用地取得造成費

医療施設、官公庁施設、購買施設及びその他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要な公益的施設の用地取得及び造成に要する費用を補助対象に追加すること

② 住宅団地の分譲住宅敷地等の用地取得造成費

住宅団地の分譲敷地の整備に要する費用のうち分譲敷地を適正な価格で売却した場合に、用地取得造成費から譲渡価格を控除した額を補助対象に追加すること

③ 移転促進区域内の宅地等の買取りに係る用地取得費及び移転料等

移転促進区域内に所在する住宅の用に供されている土地を買い取る場合において、買取りのために必要なときは、当該住宅その他の土地に定着する物件の移転又は除却の工事等に通常要する費用の額(移転料及び立木の移植相当額の合算額)を補助対象に追加すること

④ 事業計画等の策定費用

住民の意向調査や広報活動など、事業計画の策定に要する経費を補助対象に追加すること

4) 住宅団地用地の取得造成費の1㎡当たり単価の引き上げ

住宅団地の用地の取得及び造成に要する費用の補助額算定の基礎額を引き上げること

5) 補助限度額の撤廃

① 移転促進区域内の宅地及び農地の買取りに要する費用の限度額を撤廃すること

② 合算限度額を撤廃すること

防災集団移転促進事業と他の整備事業との併用により、地域のコミュニティを保ちつつ、一定の時間をかけた高台への移転を促進する。災害により甚大な被害が予想される地域には、他の事業の特例による要件緩和・補助の拡充・創設が必要である。

1. 公営住宅整備事業

集団移転をするうえで、集落の世帯ごとに資金力が異なるため費用負担の問題から住民の全員合意が大きな障害となっていることから、低所得者世帯の移転を促進するため費用負担の軽減を目的に、災害での甚大な被害が予想される地域には、補助制度の拡充・要件緩和を提言する。

1) 公営住宅の整備に関する補助率の引き上げ

災害危険区域にある公営住宅を非現地に移転する場合には、建設・買取費の補助率を「災害公営住宅整備事業」並みに引き上げること
補助率 45% ⇒ 3/4(激甚災害)、2/3(一般災害) <建設又は買取の場合>

2) 耐用年数制限の撤廃

災害危険区域にある公営住宅を非現地に移転する場合には、耐用年数制限を補助要件から除くこと

2. 社会福祉施設整備事業

災害危険区域内の社会福祉施設の移転について、補助制度の拡充・創設を提言する。

1) 障害児・障害者施設、児童福祉施設の整備に関する補助率の引き上げ

災害危険区域内の障害児・障害者施設を移転する場合に、施設の建設費等の補助制度を拡充すること
補助率 3/4相当額(県単独補助3/4、設置者1/4) ⇒ 5/6(国2/3、県1/6、設置者1/6)

2) 高齢者施設の整備に関する制度の創設

災害危険区域内の高齢者施設を移転する場合に、施設の建設費等の補助制度を創設すること
補助率 3/4相当額(県単独補助3/4、設置者1/4) ⇒ 5/6(国2/3、県1/6、設置者1/6)

3. 公立学校施設整備事業

4. 商業施設整備事業

上記のイメージで、各分野の施設整備に関して政策提言する。

各分野・・・商業施設、産業施設、学校施設、保育所など

移転にあたって、防災集団移転促進事業を適用するのか各課所管の事業を適用するのか、よく検討していただく。

第1回南海地震対策高台移転検討WG 議事概要

日時：平成24年4月26日（木）

15：00～17：00

場所：高知県庁3階 防災作戦室

1 開 会

(WG長)

最初に今回WGを設けた趣旨ですが、3月31日に内閣府が公表した最大クラスの津波高が30メートルを超えるなど、10市町村で20メートルを超える大変厳しい結果となった。この津波に対応するためには従来の逃げる対策に加え、事前に高台へ移転することや現位置での高層化も視野に入れた検討が必要と考えられるということで設置されています。

今回検討する高台移転とは、住民、市町村の方々に示す選択肢の重要な一つとなりますので、あまり長い時間をかけて検討する時間はありません。スピード感を持って検討していきたい。検討した結果については、知事が委員になっております「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」や県の政策提言の中で、国に提言していきます。

議 題（1）このWGの目的について

(事務局 説明)

今回のWGで検討していただく事項として、資料1、3番の高台移転の方法です。集団移転、あるいはまちづくりの秩序を保ちつつ徐々に移転をしていくような方法、こういった手法について検討していただきたい。今、現行法の整理もきれいにできていない状況ですので、それぞれの所管について事業を執行する方もありますし、あるいは規制がかかっている状態の法体系の整理もこのWGでしていきたい。高台移転に関して、現行でもそれから新設ということも考えて活用できる事業を整理していきたい。また、高台移転する訳ですので元々あったところの跡地の利用方法についても検討していただきたい。また、高台という観点からも、現位置で高層化することも踏まえた検討が必要ではないかと考えています。

こうした検討をしていただいた上で、実効性のある提言を取りまとめていきたいという事で、事前復興の観点で一定の時間をかけて移転が可能となる制度の政策提言、これをこのWGの到達の目標としていきたい。

知事が参加しております「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」ですが、第1回が4月20日に行われました。中央防災会議の専門調査会議に設けられておりますこのワーキンググループですが、これから月に1、2回程度開かれるというスケジュールで検討が行われていきます。主な検討項目の中に、長期的視野に立ったまちづくり、高台移転の方策などということで、この国のワーキンググループの中でも高台移転のことについて検討されるということになります。この検討が6月下旬に開かれると考えており、このWGではこれくらいの期間を目安に検討していただければと考えております。

(質疑応答)

このワーキングの到達目標点は、事前復興の観点で一定の時間をかけての移転が可能となる制度の政策提言に置きたい。この目標地点について不明な点や加えるべき点はあるか。

3点ありますが、「このクラスの津波に」とありますが、今回我々が考えるのは、あくまで最大クラスの津波が対象という事でよろしいか。

はい、逃げることについては基本的に最大クラスを対象とします。

今回、高台移転や現位置での高層化というのは逃げないで良い対策ということになりますか。

はい、事前に逃げておくということ、事前に備えておくということです。

では、事前に備えておけば、いざ起こった時には当然逃げなくて良いと。

その通り。

「一定の時間をかけて」というところをどれぐらいの時間を考えればよいか。

そこも議論の中心になるが、例えば国の補助事業等活用する場合、どれぐらいの事業期間で設定できるかなど、逆にこれぐらいの事業期間を設定しないと皆が移るのは無理ではないかと、我々が提案すべき時間・期間があれば出していきたい。

通常、例えば区画整理事業や再開発事業を実施する場合に、準備期間がとても長い。合意形成をした上で、事業は短くて済む場合もあるし、区画整理になると土地の入れ替えをして何十年もかかるケースもあるので、ある程度の目処をもって議論した方がよい。

議 題 (2) 今後のスケジュールについて

(事務局 説明)

4月5日に開催した南海地震対策再検討プロジェクトチームで、今回のWG設置が決定しておりまして、本日WGとしては第1回目です。国の方では4月20日に1回目の知事が参加するWGが開かれています。

県としての第一弾の想定を5月の中旬に発表予定です。このWGの第2回目をその発表の後に課題の洗い出しと対策ということで、詳細に検討していきたい。

その後、県の対策に対してのご意見を市町村に投げかけをして意見をいただく。

第3回目は6月の中旬、国のWGに間に合うように一定の方向性を出して、ひとつの政策提言の発信の場として、この国のWGで知事に提言をしていただきたい。

(意見)

ポイントは最終が6月中旬ということ、そのために実際に事業を活用する市町村に意見をお聞きすることです。

議 題（３）防災集団移転促進事業について

（都市計画課 説明）

（質疑応答）

この事業が基幹になる事業で、目的の所にある「災害が発生した地域又は災害危険区域のうち集団移転を促進する」なので災害が起きてないところでも移せるという事業です。しかし、日本では災害前に移った例はまだない。それがなぜかという事が根本になります。

移転促進区域内の農地等の買い取りとは移転させるだけのために宅地が買えるということと判断してよいか。

前まではその農地をすべて含んで移転促進区域をすべて買い取ることが要件でしたが、農地は後で利用できるという事で移転する人たちの土地という考えです。

そこに公共施設を作るという計画がなくても移転促進区域内であれば、そこから移るための今の現在価値については保障するという事業です。適正価格で買い取っていただいて、新しいところを買ってもらおう。この従前地を買えるところがこの制度はよい。

これは住宅だけか。例えば、福祉施設や病院を移すとなった時にこの補助制度は使えるか。災害危険区域内に住宅は建ててはいけない、併せて建築制限をかけることによって、この制度で他の住宅以外の用途の建物も移せるかどうか。

東北の方の事例では、この事業にプラスして土地区画整理事業を入れたり、色々な事業を入れていきますので、公共の方でいうと他に移転する事業があれば、それとセットにして考えればよい。

単独では厳しくても他の事業とセットでいけばよいということです。

今の従前地はこの制度で買い上げ、実際買っていただく住宅は違うが、新しく移る先の住宅団地もこれでもって4分の3補助で造成ができる。住宅の建設費は補助がないので売却費等で対応するという事でよろしいか。

その辺りはあまり事例がないので、市町村に策定していただくことになるが、東北の方は融通をきかせてやっている。

次回には、その辺りが明確になれば住宅以外の建物をどうやって移すかということが考えられる。

4分の3の補助してもらい、残りの4分の1についても非常に手厚い起債制度、交付税措置もあるが、なぜこの事業ができないかが根本になります。

今この事業ができない理由というのはなんですか。

やはり住民合意がかなり必要です。都市局の事業でいうと区画整理事業、高知県の事例でいうと、土佐清水市で区画整理をやっていますが、差額分は市町村が出します。ですから、4分の1だからという訳ではなく事業費事体がかかりのものとなっている。

災害危険区域が建築基準法第39条ですが、これの指定がかなり厳しいのではないかと。明らかに災害がおこる区域が災害危険区域になり、そこは災害と同等の地財措置なり財政措置が講じられるという事が趣旨と感じられる。現行では移転促進事業の課題はあるが、災害危険区域に指定されるハードルが高いのではないかと。

これこそ住民合意の話になる。

住民のコンセンサスを得ることは困難です。なかなか災害が起きてない地域の指定というのはかなり難しい。

実際、法律では、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域に指定することができる地方公共団体条例でとありますし、実際県の条例にもあります。知事が指定する場所、津波が来ると明確に分かっている場所は指定できます。ただ指定すると価値が非常に落ちますので合意は難しくなりますが、合意が得られれば指定事体は問題、課題が多いことではない。

国土交通大臣に協議し、その同意を得てとありますが、協議する段階で全員の同意が必要ですか。

全員の同意を得て協議をして、法律の規定に満たしていることを確認してそれに大臣が同意する形です。ただし、同意した後、変更はそれぞれ区域の書き直しなど若干修正はありますが、基本的には法律で訴えていることをすべて満たしているという事が条件です。

移転促進区域内の住民の意向を尊重ということです。

ちなみに建築基準法第39条は、宅地の用途に適しない土地という意味で、そこに家を建てて住むということが出来ないとなっている。ただし、農地としてや工場としてなど、その他の用途で使うことはよいが、人が居住をするような場所としてふさわしくない。被災する前に予防的という事例はなく、スキーム上はあるが過去47年以来被災したところでしか使われていない。

この事業は、事業期間は設定されるか。

基本的には、計画の中で事業期間を設定する。過去の例でも単年度で実施して完了しているもの、長いものでも3カ年ほどで完了している。ただし、過去の事例戸数の単位が10戸から多いもので300戸程度ですので、今回の東北の震災のような大規模なものはより時間がかかると予想されます。

まず住居・住民の方を、そして公共施設や福祉施設、あるいは医療機関などとともに、商業機能といった住民の方々の暮らしと密着不可分な機能を広げることが必要です。

現位置での高層化も入っているが、基本的にこの区域になると現位置での高層化とは両立しないということか。

市町村に色んな選択肢を示したいので、現位置の高層化という手段も我々は考える。ただし、現位置での高層化は津波からは逃げていますが、津波が来るところに住むわけですので、根本的に移転したい場合はこの高台移転ということになる。選択肢を示すという意味で両方を検討していきたい。

元の危険区域の土地を買い取る手法としては、そこに公共地、公共事業を入れないといけないので、危険区域内に道路を作ることなどを徹底していかないといけない。

新しい土地、移転先の方を造成するにあたって区画整理はよいか。

移転先の造成にこの事業を使うのは十分あり得る。

この事業は移転先が収用対象になっているか。

なっていない。強要するものではなく、あくまで住民の意思によって合意が得られたとこ

ろを対象にする。

議 題（４）現位置での高層化について

（住宅課 説明）

（質疑応答）

市街地再開発事業は供用部分に補助金が入ってくるのか。

マンションでわかりやすく説明すると、廊下や供用階段・エレベーターなどに補助金が出る。

個人の財産の部分については、基本的に今の制度だとないということか。

元々、再開発の最大のメリットは、元からあった戸建て住宅の土地と建物を、マンションならマンションの床と土地の持ち分を返還する、権利返還ということです。通常ですと家売ってマンションを買えばそれぞれ税金がかかりますが、権利が返還されることによって交換できるということです。等価でマンション1部屋分の土地・家を持っている方は、無償でマンションの部屋が手に入るということです。ただし元々、持っている土地が小さい場合は少しお金を足して1部屋分にするということとなる。

その土地と家があれば負担がないということか。

十分広くて十分価値のある土地であればそうなる。ただ、これを本県の津波対策にあてはめて、今ある津波浸水地域の集落の土地・家でどれくらいの価値があるのか。その地区の真ん中にマンションを建てた場合の部屋1つ分に相当するのかどうかということがかなり厳しいので、公共がお金を足したり、一旦買い上げて売るという仕組みに改善しないとなかなか事業化しない。通常ですと、もっと大きな再開発ビルを作る場合は、上に余剰床といって床をたくさん作る。マンションでしたら売るための住戸をたくさん造ってその売却益で事業になるので、等価交換だけでは事業にならないのが通常です。

議 題（５）津波防災地域づくり法について

（事務局 説明）

（質疑応答）

その他、これ以外に考えられる事業はあるか。

（漁港漁場課）

水産庁所管の漁業集落環境整備事業によると、市町村が事業主体になるが、漁村での山手に沿って盛土をして高台を作る、また山切りをして高台を作るといったことが可能です。防災集団移転促進事業と組み合わせて東北の方で考えられている事業です。

特例措置での都道府県による集団移転促進事業計画の作成というのは、すなわちこれを作ることで防災集団移転促進事業の集団移転促進事業計画とみなされて、特例措置がとられるということか。

その通りです。元は市町村が作るという事になっていますので個々に作ることでありますが、二つの地域にかかる場合にまたがった計画を作る時には、県が一括して事業計画を作れるということになる。ただ計画を作るだけで、事業主体は基本的に市になる。

現位置での高層化を考えるにあたって条件の整理をしていて、1つだけ解がなかった所があるが、周りに高台がなく現位置に住み続けなければならない場合は、当然高台移転はできないし、現位置での高層化も浸水深が深い場合はできないとなると、地下シェルターの話などは出ていますが、構造的に何か対応はできないか。例えば、船のような浮くものにするとか、いわゆる地面の上ではどうにもならないような浸水深で、かつそこを離れられない場合にどうにかならないのか。ある程度以下の規模の集落であれば、なんとかなる。東北の震災では大きな船が陸にそのまま乗りあげてきて転覆しなかった事例があり、皆船に乗れば皆助かるのではないかという考えがあって、そういったテーマも考えていただきたい。

津波避難シェルターの技術検討会を立ち上げていまして、それで避難方法選定検討会をもうすぐ5月に立ち上げます。そこで候補に入れて議論してみたい。

そこには、事前復興の観点の高台移転も入れて、危ない所に住んでいる方の緊急避難や避難場所に対応する場合に、地下シェルターも含めて検討していく。

今のイメージでは、避難ではなく事前復興の範疇でやるということですか。これは船の上に家があるという意味です。浮かびでもしないと入り江の奥などは30メートル津波だと対応できないようなところがある。そこは建築的には対応できないし、周りに高台がないから逃げていないということになると、何か別の方法を考えなくてはいけない。

検討する。

色々なWGなどで検討をしているが、最終的な整理は、推進本部会議でしっかりとそれぞれのWGで検討された事が集約されて整理されるのか。

その通りです。避難手法を考えるということが重要になってきまして、地区の住民がベストな選択ができるような考え方や資料の提示ができるWGを考えている。どうしても皆の同意を得られないときは地下シェルターを考えるなど、そこが締めとなっている。それでもって市町村に選択肢を提示していきたい。

5月の中旬に発表される県想定のは、どのような形になるのか。国の50メートルメッシュを基にしたの推計ということなので、内陸の50メートルメッシュで水深の高さが分かるのか。

そういう形になる。平成17年に、50メートルメッシュの浸水域と浸水深を出している。これの新しいバージョンを出すとすればそうなるが、到達時間までは時間の関係で検討できない。今、地域の方々が一番不安に思っているのは海岸線と言われている津波はどこまで来るかなので、これを出さないと避難施設なども作れないので、それが分かるものを出したい。

南海トラフ巨大地震の特徴と課題

超広域にわたる巨大な津波

- ▶ 頻度が高い津波に対しても備えが十分ではない地域も存在
- ▶ 最大クラスの場合、これまでの想定を超える非常に巨大な津波が襲来する地域が存在
- ▶ 津波到達時間が数分と短い地域が存在
- ▶ 広域的に津波が襲来するため、被害様相についても、都市形成や地形(大都市、中小都市、平野部、リアス式海岸)によっても大きく異なることが想定

頻度が高い津波への施設整備地中心とした着実な備えの必要性

最大クラスの津波に対して住民避難を軸とした総合的対策の必要性

超広域にわたる強い揺れ

- ▶ 強い揺れによる甚大な建物被害、火災被害の懸念
- ▶ 長周期地震動による被害

西日本を中心に超広域に甚大な被害が想定

- ▶ 極めて広域に地震・津波による人的・物的被害が存在
- ▶ 揺れと津波による複合災害
- ▶ 東西交通の寸断による経済活動への影響の懸念
- ▶ 太平洋ベルト地帯の被災による生産活動への影響の懸念
- ▶ 燃料、電力等のエネルギー不足の懸念
- ▶ 域内交通の長期途絶等による住民の生活物資が不足する懸念
- ▶ 復旧・復興期間の長期化の懸念

時間差発生被害への影響

さらに社会的・経済的にどのような被害が考えられるか

「当面実施すべき対策」は、**「枠組みの対策」**

南海トラフ巨大地震対策の主な論点

対策の基本的な考え方

二つのレベルの津波(①発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波、②発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波)を想定した対策

具体的対策の方向性

※発災後の各フェーズの状況に応じて具体的な対策を検討

頻度の高い津波に対して海岸保全施設等の整備をどのように進めていくか

例) 海岸保全施設等の整備計画の見直し

ソフト・ハードの組み合わせによる津波対策を南海トラフ巨大人が想定される地域にどのように適用すべきか

例) 確実な情報伝達体制

→ 南海トラフ巨大地震の調査研究・観測態勢の強化

→ 防災行政無線、テレビ・ラジオ、携帯電話等情報伝達手段の多重化・多様化

例) ソフト対策

→ ハザードマップの作成

→ 避難に関するルール・計画の見直し

→ 防災意識の向上に向けた防災教育、訓練のあり方

例) ハード対策

→ 避難場所、避難施設、避難路等の整備促進

→ 地震・津波に強いまちづくり

例) 津波防災地域づくり法の活用促進

例) 石油コンビナート等沿岸の危険物施設の津波対策の強化

緑色の部分は、津波避難対策検討ワーキンググループによる検討成果も活用

津波が極めて短時間に到達する地域について、特にどのような対策をとるべきか

例) 病院、学校、社会福祉施設等の配置計画のあり方 例) 高台移転の推進方策

揺れによる被害を軽減するためにどのような対策が必要か

例) 地震に強いまちづくり(耐震化・不燃化、長周期地震動、液状化対策等)

例) インフラ・ライフラインの耐震化・老朽化対策

例) 石油コンビナート等危険物施設の地震対策の強化

広域的な被害に対して生産活動・経済活動をどう維持するか

例) 企業等の事業継続計画(BCP)の充実・強化のための支援措置

例) サプライチェーンの確保 例) 経済を支えるインフラ・ライフラインの整備

災害応急体制をどのように確立していくか

例) 災害情報の収集・提供体制の在り方

例) 救助部隊、救援物資調達・輸送、医療体制、交通規制等の実効性の確保

例) 国の応急対策活動要領の充実(地震・津波の発生パターンを想定した複数の応援計画の検討)

例) 広域的な防災拠点の整備のあり方 例) ボランティアの受入の在り方

迅速な復旧・復興に向けて事前に何を考えておくべきか

例) 復興目標となる地域整備の基本方針の明確化

例) インフラ・ライフラインの早期復旧方策の検討

対策の推進のための仕組みの整備

対策推進のための仕組みをどのようにつくっていくか

例) 国、地方公共団体、民間から構成される「南海トラフ巨大地震対策協議会」及びそのブロック協議会の活用

例) 南海トラフ巨大地震対策大綱、応急対策活動要領の策定

例) 目標を立てて予防(減災)対策を推進するための地震防災戦略の構築

対策を推進する地方公共団体等への支援措置をどのように考えるか

東海地震、東南海・南海地震それぞれに存在する既存の法制度のあり方をどのように考えるか



黒潮町の地震・津波防災思想 : あきらめない。揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへ。

命を守る防災対策事業で、町が破産しないための国への支援要請 1

住宅の高台移転(揺れる前の施策の充実)

南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)制定 → 南海トラフ巨大地震緊急対策区域指定(特に甚大な被害が想定される区域)

南海トラフ巨大地震緊急対策実施計画(地方自治体)策定

- 集団高台移転促進事業
- 中山間地域への戸別移転促進事業(防災と中山間地域活性化の両面を備えた制度の創設)
- 町営住宅の高台移転促進事業

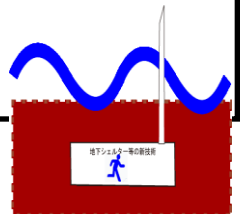
地震・津波のデータを公表するならば、その対策を示すことが大切です。東日本大震災の教訓を活かした「亡所未然防止制度」の整備を実現されたい。

財政的支援: 東日本被災地で行われている「防災集団移転促進事業」並の財政支援制度

規制緩和: 東日本大震災復興特別区域における「土地利用再編の特例」並の規制緩和

避難路・避難施設の整備(揺れたら逃げる施策の充実)

- 緊急防災・減債事業債を平成26年度以降も継続されたい。
- 避難路は、車で避難することも考慮して、幹線避難路(大動脈避難路)については、十分な幅の確保を認められたい。液状化が見込まれる地域では液状化対策の設計を考慮されたものとされたい。
- 避難困難地域においては、津波避難シェルター等の新たな津波避難施設の準備に向けた技術的、財政的支援を図られたい。



公共施設等の整備

- 南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)に基づき、国は「南海トラフ巨大地震緊急対策推進計画」、地方自治体は「南海トラフ巨大地震緊急対策実施計画」を策定し、その緊急対策実施計画に基づく事業については、国の負担、補助率の特例及び地方債、地方交付税措置を充実されたい。特に、浸水区域にある保育所・学校・消防署を移転する場合は、起債の繰上げ償還を認め、その償還については、100%の特別交付税措置をされたい。また、併せて補助金の返還は免除されたい。
- 国は地方自治体が行う緊急対策実施計画事業を一括して支援する「南海トラフ巨大地震緊急対策基金」を設立し、当該地方自治体が、複数年にわたって事業ができる制度を創設されたい。
- 地方公共団体が実施する緊急対策実施計画事業の経費については、地方財政法第5条各号の経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるようにされたい。
- 地方公共団体が緊急対策実施計画事業の経費の財源に充てるために起した地方債で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の基準財政需要額に参入されたい。

国直轄事業の緊急実施(道路)

○高規格道路の未連結区間(ミッシングリンク)の早期解消

地震発生後には、沿岸にある国道56号は、津波被害によりズタズタに寸断され、黒潮町は完全孤立が予想される。東日本大震災の教訓からしても、高速道路が危機管理上極めて有効であることが証明されている。黒潮町内は全線が未連結区間となっている。

○愛媛県側からのくしの歯作戦が可能な国道整備

地震発生後、愛媛県側から迅速な災害支援が可能となる国道の整備を急がりたい。特に、国道441号と国道381号の未整備区間の整備を推進されたい。

○橋梁の耐震化

新しく想定が示された震度7に耐えられる構造であるかを早急に調査し、耐震化を図られたい。

国直轄事業の緊急実施(防潮施設)

○沿岸の防潮堤及び津波の遡上が予想される河川堤防については、レベル1の津波に対応できる施設整備をめざし、国直轄事業として早急を実施されたい。

予知観測及び警戒宣言の充実

○想定域が拡大したことに伴う、地震・津波観測システムの整備を図られたい。特に、土佐湾における津波感知システムの早期整備を図り、可能な限り早く津波に対する警戒宣言がされるように措置されたい。

広域防災体制の充実

○国は「南海トラフ巨大地震対策大綱」及び「南海トラフ巨大地震応急対策活動要領」を策定し、関係地方公共団体、関係機関と連携した広域的な訓練を実施されたい。また、全国の地方公共団体及び関係機関により、被災地を広域で支援する連携体制を構築されたい。

○市町村で災害が発生した場合、又は災害が発生する恐れがある場合において、市町村独自では災害応急対策を的確で迅速に実施することが困難な場合は、市町村長は国へ直接、人的・物的支援を要請できるよう法の整備を図られたい。